

神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業

契 約 書

神奈川県

目次

第1章 用語の定義	1
第1条 定義	1
第2章 総則	4
第2条 目的	4
第3条 本件事業の概要	4
第4条 善管注意義務	5
第5条 事業者の資金調達	5
第6条 関係者協議会	5
第7条 本件土地及び本件施設の使用	5
第8条 許認可等	5
第9条 遵守事項	5
第10条 センターに関わる著作権	5
第3章 本件施設の設計	6
第11条 全体スケジュール表	6
第12条 本件施設の設計	6
第13条 土地の瑕疵担保責任	7
第14条 設計に伴う各種調査	7
第15条 設計図書の変更	7
第4章 本件施設の整備	8
第16条 除却業務の実施	8
第17条 本件施設の整備	8
第18条 備品等の整備	8
第19条 樹木、図書等の搬入等	8
第20条 施工計画書等	8
第21条 近隣説明と平塚市との調整	8
第22条 建設期間中の第三者への委託	9
第23条 事業者による工事監理者の設置	9
第24条 本件工事における管理	9
第25条 本件施設の建設に伴う近隣対策	9
第26条 工事に用電力等	9
第27条 県による説明要求及び建設現場立会い	9
第28条 工事の中止	10
第29条 本件工事中に第三者に生じた損害	10
第30条 不可抗力及び法令の変更により生じた損害等	10
第31条 事業者による本件施設の完成検査	11
第32条 許認可取得等及びこれに伴う検査等の完了	11
第33条 事業者による完成届	11
第34条 県による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付	11
第35条 事業者による本件施設及び備品等の引渡し並びに県への所有権の移転等	11

第36条	本件施設及び備品等の瑕疵担保	12
第37条	施設等整備の割賦代金等の支払	12
第38条	工期延長等による引渡しの遅延	12
第5章	センターの維持管理・運営	12
第39条	維持管理・運営仕様書及び事業計画書	12
第40条	運営体制の確保等	13
第41条	事業者による研修等	13
第42条	運営体制の確認	13
第43条	センターの運営に伴う近隣対策	13
第44条	維持管理・運営期間中の第三者の使用	14
第45条	運営体制確保の遅れによる運営開始の遅延	14
第46条	センターの維持管理・運営	14
第47条	環境等の著しい変化に対する対応	14
第48条	センターの修繕及び更新等	15
第49条	県による説明要求及び立会い	15
第50条	業務週報等の提出	15
第51条	モニタリングの実施	15
第52条	利用の制限等	16
第53条	利用料金の徴収及び設定	16
第54条	その他の収入	16
第55条	サービスの対価の支払	16
第56条	利用料金収入の減収等の補てん	17
第57条	サービスの対価の減額	17
第58条	サービスの対価の返還	17
第59条	事業者が持つ権利の第三者への処分	17
第60条	維持管理・運営期間中に第三者に及ぼした損害	17
第61条	不可抗力及び法令の変更により生じた損害等	17
第62条	事業者の保険加入義務	18
第6章	独立採算事業	18
第63条	総則	18
第64条	自己責任	18
第65条	独立採算事業部分の業務不適正の場合の措置	18
第7章	契約期間及び契約の終了	19
第66条	契約期間	19
第67条	事業者の債務不履行による契約終了	19
第68条	本件引渡日前の解除	20
第69条	本件引渡日以後の解除	20
第70条	県の債務不履行による契約終了	20
第71条	法令の変更による契約の終了	21
第72条	不可抗力による契約終了	21

第73条	契約終了に際しての処置	22
第74条	業務不履行に関する手続	22
第8章	表明・保証及び誓約	23
第75条	事業者による事実の表明・保証及び誓約	23
第76条	県による事実の表明・保証及び誓約	23
第9章	保証	23
第77条	保証	23
第10章	法令の変更	24
第78条	通知の付与	24
第79条	協議	24
第11章	不可抗力	24
第80条	通知の付与	24
第81条	不可抗力への対応	24
第82条	協議	24
第12章	その他	25
第83条	公租公課の負担	25
第84条	契約上の地位の譲渡	25
第85条	第三者割り当て	25
第86条	財務書類の提出	25
第87条	文書の管理・保管	25
第88条	秘密保持	25
第89条	個人情報の保護	26
第90条	情報公開	26
第91条	県民への周知	27
第13章	雑則	27
第92条	請求、通知等の様式その他	27
第93条	準拠法	27
第94条	管轄裁判所	27
第95条	指定管理者との協定	27
附則		
第1条	出資者の誓約	27
第2条	融資団との協議	27
別紙		
別紙1	計画地位置図	29
別紙2	本件事業に関する商行為等について	30
別紙3	設計図書及び竣工図書	33
別紙4	不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	34
別紙5	法令の変更による合理的な増加費用の負担	35
別紙6	目的物引渡書	36
別紙7	事業者の利用料金等の収入について	37

別紙 7-2	応募者の提案時の料金設定等	40
別紙 8	県が事業者を支払うサービスの対価について	43
別紙 9	サービスの対価から利用料金等収入を差し引いて支払う県の支払額について	57
別紙 10	維持管理運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について	60
別紙 11	保証書	70
別紙 12	出資者誓約書	72

神奈川県（以下「**県**」という。）と株式会社かながわGAパートナーズ（以下「**事業者**」という。）は、神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業（以下「**本件事業**」という。）に関して施設の設計・建設及び維持管理・運営等に関する契約（以下「**本契約**」という。）を次のとおり締結する。**本契約**の履行に当たっては、**本契約**とともに、**県**が示した実施方針（**入札説明書**により変更されたものは除く。以下同じ。）、入札説明書本編、**業務要求水準書**、本件入札に対する質問及び回答書並びに**応募者**が入札時に提出した入札書及び**提案書**に定められた事項が適用される。

本契約、入札説明書本編、**業務要求水準書**、本件入札に対する質問及び回答書、**応募者**が入札時に提出した入札書及び**提案書**並びに実施方針に内容の不一致、矛盾がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。

なお、**本契約**は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に基づく神奈川県議会の議決を得た場合に正式の契約とする。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。なお、定義された用語は、太字ゴシック体で表記する。

- (1) 「**入札説明書**」とは、**本件事業**に関し平成18年5月12日に公表された入札説明書本編（付属資料を含む。）及び別添資料（**業務要求水準書**、落札者決定基準、様式集等）をいう。（前文関係）
- (2) 「**業務要求水準書**」とは、**本件事業**に関して、**県**が要求する施設の性能及び**維持管理・運営業務**のサービス水準を示す公表資料をいう。（前文、第19条、第34条、第39条、第40条～第42条、第46条、第49条、第51条、第57条、第67条、第73条、第74条、第78条、別紙2、別紙10関係）
- (3) 「**応募者**」とは、**本件事業**の**入札説明書**に記載された諸条件に基づき入札を行い、落札者となった者及び落札者が代表者であるグループの構成員をいう。（前文、第85条、別紙2、別紙8、別紙9関係）
- (4) 「**提案書**」とは、**応募者**が**県**に提出した応募提案、**県**からの質問に対する回答書その他**応募者**が**本契約**締結までに提出した一切の書類をいう。（前文、第12条、第13条、第16条、第19条、第27条、第34条、第39条、第41条、第42条、第46条、第49条、第51条、第57条、第67条、第73条、第74条、第78条、別紙9関係）
- (5) 「**本件土地**」とは、神奈川県平塚市寺田縄496番地1ほかに所在し、別紙1の計画地位置図において特定された**本件施設**の**整備業務等**及び**維持管理・運営業務**を行う場所をいう。（第3条、第4条、第7条、第13条、第19条関係）
- (6) 「**本件施設**」とは、**本契約**及び**設計図書**に基づき**事業者**が設計、建設、維持管理及び運営を行う施設（建物、設備、外構、庭園施設、工作物及び展示設備）の総称をいう。（第3条、第4条、第7条、第12条、第13条、第15条、第17条、第18条、第21条、第27条、第30条、第31条、第34条～第38条、第67条、第68条、第70条～第72条、第78条、第81条、別紙2、別紙10関係）
- (7) 「**整備業務等**」とは、次の業務をいう。（第3条、第30条関係）

- ア **本件施設**の設計及び建設（**既存施設**の除却を含む。）
- イ **備品、消耗品**、図書等の整備業務
- ウ 工事監理、各種許認可申請等業務
- (8) 「**本件引渡日**」とは、**本件施設**を**県**へ引き渡し、**本件施設**の所有権を**県**に移転する日であり、平成22年2月28日（ただし、**県**の承諾により**建設期間**が変更され、**本件施設**の**県**への引渡し及び所有権移転の日付が変更になった場合は、変更後の当該日付）をいう。（第3条、第11条、第21条、第35条、第38条、第39条、第67条～第69条、別紙4、別紙5、別紙8関係）
- (9) 「**維持管理・運営期間**」とは、**開業日**から平成42年3月31日までの期間をいう。（第3条、第4条、第35条、第46条、第49条、第50条、第62条、第63条、第65条、第74条、別紙4、別紙8～別紙10関係）
- (10) 「**センター**」とは、**県**が公の施設として設置する神奈川県立花と緑のふれあいセンターをいう。（第3条、第9条、第32条、第33条、第39条～第42条、第45条、第48条、第49条、第51条～第53条、第63条、第67条、第73条、第76条、第78条、第91条、別紙2、別紙7、別紙7-2、別紙10関係）
- (11) 「**維持管理・運営業務**」とは、**本件施設**の性能等の現状をそのままの状態に保つために必要な清掃保守管理等の業務、性能等を向上させるために必要な**修繕・更新**等の業務、**本件施設**の機能を充分発揮し利用者に対してサービスを提供するための展示事業、体験学習事業等の企画、立案及び実施の業務その他関連業務の一切をいう。（第3条、第9条、第37条、第39条～第41条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条～第51条、第57条、第60条、第61条、第63条、第67条、第74条、第86条、別紙4、別紙8関係）
- (12) 「**建設期間**」とは、**工事開始日**から**本件引渡日**までの期間をいう。（第4条、第16条、第17条、第26条～第28条関係）
- (13) 「**サービスの対価**」とは、**本契約**に基づく**事業者**からのサービスの提供に対し、**県**が一体として支払う対価をいう。（第5条、第15条、第37条、第38条、第46条、第47条、第55条、第57条～第59条、第68条～第72条、第83条、別紙4、別紙8～別紙10関係。**県**が**事業者**に支払う**サービスの対価**の考え方については別紙8参照。）
- (14) 「**独立採算事業**」とは、独立採算で行うレストラン事業（休憩所等での飲料等の提供を含む。）及び売店事業をいう。（第7条、第63条～第65条、別紙7、別紙8～別紙10関係）
- (15) 「**センター条例**」とは、神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）をいう。（第9条、第53条、第67条、第70条、第95条、別紙2、別紙7、別紙8、別紙9関係）
- (16) 「**設計図書**」とは、**業務要求水準書**に基づき、**事業者**が作成した別紙3記載の図書その他の**本件施設**についての設計に関する図書（第15条に基づく**設計図書**の変更部分を含む。）をいう。（第10条、第12条、第15条、第27条、第78条、第92条、別紙3関係）
- (17) 「**竣工図書**」とは、**本件工事**完成時に**事業者**が作成する別紙3に記載する図書をいう。（第10条、第35条、第48条、別紙3関係）
- (18) 「**本件工事**」とは、**本件事業**に関し**設計図書**に従った**既存施設**の除却工事、**本件施設**の建設工事その他の**本件施設**の整備業務をいう。（第12条、第15条、第20条、第22条、第

- 23条、第24条、第25条、第27条～第29条、第31条、第34条、第67条、別紙4関係)
- (19) 「**整備費等**」とは、**本契約**に定める**本件施設の整備業務等**に係る費用及び**事業者**の開業に伴う費用（各種調査費用を含み、支払利息を除く。）をいう。別紙8に規定する「施設等整備費の割賦代金相当分」の「うち元本相当」と同義である。（第13条、第15条、第28条、第38条、第65条、第68条～第72条、第77条、別紙4関係）
- (20) 「**既存施設**」とは、**本件土地**に残されている旧神奈川県農業総合研究所施設の建物・設備・外構（植栽及び旧市道24号線を含む。）の総称をいう。（第16条関係）
- (21) 「**修繕**」とは、劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。（第16条、第39条、第48条、別紙8、別紙10関係）
- (22) 「**備品**」とは、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えなく使用に耐える動産（ただし、帳簿価格が2万円以下のもの、ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいもの及び図書等を除く。）をいう。（第18条、第63条関係）
- (23) 「**備品等**」とは、**本件施設**において使用する**備品**、**消耗品**、**図書等**をいう。（第18条、第32条～第34条、第37条、第48条、別紙2関係）
- (24) 「**消耗品**」とは、**備品**及び**図書等**以外の動産をいう。（第18条、第33条、第48条、第63条、別紙2関係）
- (25) 「**借用物品**」とは、自らの所有に属しない動産で、使用のため保管しているものをいう。（第18条、第33条関係）
- (26) 「**工事開始日**」とは、第11条により**事業者**が**県**に提出する全体スケジュール表において指定された**本件工事**を開始する日をいう。（第23条、第67条関係）
- (27) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、流行性疾患、病虫害、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの又は通常の見込み可能な範囲内であっても回避可能性がないもので、**県**及び**事業者**のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、**法令**の変更は、**不可抗力**に含まれないものとする。（第24条、第29条、第30条、第38条、第45条、第60条、第61条、第64条、第72条、第80条～第82条、別紙4、別紙10関係）
- (28) 「**法令**」とは、法律・政令・省令・条例・規則を指すものとする。（第24条、第29条、第30条、第38条、第45条、第61条、第71条、第75条、第78条、第79条、第88条、第89条、第93条、別紙5関係）
- (29) 「**開業日**」とは、平成22年3月1日（**県**の承諾により**建設期間**が変更され、**本件施設**の**県**への引渡し及び所有権移転の日付が変更になった場合は、変更後の当該日付の翌日）をいう。（第37条、第38条、第41条、第45条関係）
- (30) 「**維持管理・運営仕様書**」とは、**本契約**、**業務要求水準書**及び**提案書**に基づき、**本契約**締結後に**事業者**が作成し**県**に対して提出する、**事業者**が行う**維持管理・運営業務**の内容・水準を記載した公表資料をいう。（第39条～第42条、第46条、第49条～第51条、第57条、第65条、第67条、第73条、第74条、第78条、別紙10関係）
- (31) 「**事業年度**」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。ただし、初年度は、**開業日**から平成22年3月31日までをいう。（第39条、第55条、第76条、第

86条、別紙4、別紙8関係)

- (32) 「**行政手続条例**」とは、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）をいう。
（第52条、第67条関係）
- (33) 「**利用料金**」とは、利用者から**本件施設**の利用の対価として**事業者**が徴収するものであり、**県**が条例で上限額を定めた入園料金、会議室利用料金及び駐車場利用料金をいう。（第53条、第56条、別紙2、別紙7～別紙9関係）
- (34) 「**業務不適正**」とは、**独立採算事業**の運営について、**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に記載された**県**が求める水準を満たしていない事項が存在することをいう。（第65条関係）
- (35) 「**独立採算事業部分改善計画書**」とは、**業務不適正**の改善方法及び改善期日について、**事業者**が作成する計画書又は説明書をいう。（第65条関係）
- (36) 「**設計・建設期間**」とは、**本契約**の締結日から**本件引渡日**までの期間をいう。（第67条、第77条、別紙4、別紙8関係）
- (37) 「**設備更新履歴・修繕履歴**」とは、**本件施設**の更新、**修繕**等に関する時期、内容その他**維持管理・運営業務**を行う上で必要と認められる情報を記録した書類及びその他の記録物をいう。（第73条関係）
- (38) 「**業務不履行**」とは、**維持管理・運営業務**について、**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に記載された**県**が求める水準を満たしていない事項が存在することをいう。（第74条関係）
- (39) 「**改善計画書**」とは、**業務不履行**の改善方法及び改善期日について、**事業者**が作成する計画書又は説明書をいう。（第74条関係）
- (40) 「**本契約等の変更**」とは、**本契約**、**本件施設**の設計及び建設、**本件引渡日**、**維持管理・運営期間**等の変更をいう。（第79条、第82条関係）
- (41) 「**消費税相当額**」とは、消費税（消費税法（昭和63年法律108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。（第83条、別紙8関係）
- (42) 「**利用料金等収入**」とは、別紙7「事業者の利用料金等の収入について」に規定されている収入の額をいう。（別紙9、別紙10関係）
- (43) 「**利用料金等収入見込額**」とは、**提案書**に記載された**利用料金等収入**（**独立採算事業**については収益に限る。）の見込額をいう。（別紙7-2～別紙10関係）

第2章 総則

（目的）

第2条 本契約は、**県**及び**事業者**が協力し、**本件事業**を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（本件事業の概要）

第3条 事業者は、**本件土地**において、**事業者**の費用負担により、**本契約**で定めるところに従い**本件施設**の**整備業務**等を行い、**本件引渡日**に所有権を**県**に移転するとともに、**維持管理・運営期間**中、**本件土地**において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者として、**センター**の**維持管理・運営業務**を行う。

(善管注意義務)

第4条 建設期間中及び維持管理・運営期間中の本件土地及び本件施設の管理は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。

(事業者の資金調達)

第5条 本件事業の実施に関する費用は、本契約で特段の定めがある場合を除きすべて事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

2 事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力するものとし、当該支援が適用される場合(当該支援の趣旨が事業遂行の安定性の向上等にある場合を除く。)には、これを県が事業者に対して支払うサービスの対価の軽減に充当するべく、関係者協議会において県と協議する。

(関係者協議会)

第6条 県及び事業者は、本件事業に関する協議を行うことを目的として、県及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。

(本件土地及び本件施設の使用)

第7条 県は、事業者が独立採算事業を行うために必要な範囲において本件土地及び本件施設の一部を無償で貸し付ける。

(許認可等)

第8条 本契約上の義務を履行するために必要な許認可は、事業者が自らの責任及び費用において取得・維持するものとし、必要な届出については事業者が自らの責任及び費用において行うものとする。ただし、県が取得・維持すべき許認可及び県が行う届出については、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の許認可及び届出の手続を行うに当たり、県に書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 県は、事業者からの要請がある場合は、事業者が行う許認可及び届出の手続に必要な資料の提供その他について協力する。

4 事業者は、県からの要請がある場合は、県が行う許認可及び届出の手続に必要な資料の提供その他について協力する。

(遵守事項)

第9条 事業者は、センターの維持管理・運営業務を行うに当たり、センター条例に従い、適切に事務を履行するものとする。

2 事業者は、本件事業の遂行に当たり、別紙2「本件事業に関する商行為等について」に記載の事項を遵守するものとする。

(センターに関わる著作権)

第10条 事業者が、本件事業を遂行するために必要なものとして創作した物(設計図書及び竣工図書その他本契約に関して県の要求に基づき作成される一切の書類を含む。以下この条において「創作物等」という。)について、県は、利用の権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 創作物等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

- 3 **事業者**は、**県**が次の各号に掲げる行為を行う（**県**の第三者に委託して行う場合を含む。）ことができるようにしなければならない。
- (1) 創作物等を公表すること。
 - (2) 創作物等を**本件事業**の遂行のために必要と思われる範囲で複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 創作物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 4 **事業者**は、自ら次の各号に掲げる行為をし、又は著作権者に次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ**県**の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 創作物等を**本件事業**の遂行以外の目的で公表すること。
 - (3) 創作物等を**本件事業**の遂行以外の目的で複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 創作物等を**本件事業**の遂行以外の目的で写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 5 **県**及び**事業者**は、創作物等について、前4項に定める取扱いと異なる取扱いが必要となった場合は、前4項の規定にかかわらず、関係者協議会において協議し、別の取扱いを定めることができる。
- 6 **事業者**は、創作物等が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを**県**に対して保証する。
- 7 **事業者**は、創作物等が第三者の有する著作権を侵害していることを理由に、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、自らの責任及び費用において行う。

第3章 本件施設の設計

(全体スケジュール表)

第11条 **事業者**は、**本件引渡日**までの設計、建設及び許認可取得時期等を含む全体スケジュール表を**本契約締結**以後、速やかに**県**に提出する。

(本件施設の設計)

第12条 **事業者**は、**提案書**に記載された内容を満たすように、**本件施設**の設計を行い、当該設計に関する一切の責任（設計上の不備及び瑕疵並びに**事業者**による設計の変更から発生する増加費用を含む。）を負う。

- 2 **事業者**は、全体スケジュール表に基づき、**本件施設**の設計の全部又は一部を第三者に委託する場合には、設計に着手する21日前までに**県**に対してその旨の書面を提出し、**県**の書面による承諾を得るものとする。この場合において、**事業者**による書面の提出日から起算して14日以内に**県**から特段の通知がないときは、**県**が承諾したものとみなす。
- 3 **事業者**は、全体スケジュール表に基づき、設計完了時に別紙3記載の**設計図書**その他の図書を**県**に提出する。
- 4 **県**は、前項に基づき**設計図書**を**事業者**から受領したことを理由として、**本件施設**の設計及び**本件工事**の全部又は一部について責任を負うものではない。
- 5 第2項に基づく第三者への委託は、すべて**事業者**の責任において行うものとし、当該第三者

の責めに帰すべき事由は、**事業者**の責めに帰すべき事由とみなす。

- 6 第2項に基づき委託した第三者に関する何らかの紛争等に起因して**本件工事**が遅延した場合、かかる遅延によって生じた増加費用及び損害については、すべて**事業者**が負担するものとする。
(土地の瑕疵担保責任)

第13条 県は、「平成17年度花と緑のふれあい拠点（仮称）地質・土壌調査報告書」及び平成18年8月16日に平塚市長に受理された「特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告書」の正確性についてのみ保証する。

- 2 **本件土地**に瑕疵があり、**提案書**に基づく工事ができないときは、**事業者**は、**県**と協議の上、**本件施設**の配置の変更等により、自らの責任及び費用で対応するものとする。ただし、**本件土地**に地中障害物が存在するなど**事業者**の責めに帰すべからざる事由により**本件施設**の**整備費等**に増加費用が生じた場合は、当該増加費用は**県**の負担とする。

(設計に伴う各種調査)

第14条 本件事業に関し**県**が公表した資料（参考資料は除く。）に誤りがあり、特別な対応が必要な事態が生じた場合には、関係者協議会において協議し対応方法を決定する。この場合において、当該誤りに起因する増加費用があるときは、**県**は、当該増加費用を負担するものとする。

- 2 **事業者**は、設計業務に当たって必要な測量及び調査を自己の責任及び費用により行うものとし、当該測量及び調査を行う場合には、あらかじめ**県**に通知するものとする。
- 3 前項の測量及び調査の結果について、**県**の測量及び調査の結果と齟齬がある場合には、**事業者**は自ら実施した調査の結果に従い設計を行うものとする。この場合において、当該測量及び調査の不備、誤り等については、**事業者**が一切の責任を負い、これに起因する増加費用についても自ら負担するものとする。

(設計図書の変更)

第15条 県は、**本件工事**の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、**事業者**に対して書面により、**本件施設**の**設計図書**の変更を求めることができる。この場合において、**事業者**は、当該書面の受領日から起算して14日以内に、**県**に対して当該変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。

- 2 **県**は、自らの要求に基づく**本件施設**の**設計図書**の変更により、**事業者**に増加費用が生じたときは、合理的な範囲内で当該増加費用を負担する。
- 3 **県**は、**本件施設**の**整備費等**を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、**整備費等**の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて**設計図書**の変更を求めることができる。
- 4 前項の**設計図書**の変更の内容は、関係者協議会において協議の上、これを定める。この場合において、協議が整わないときは、**県**が合理的な変更内容を定め、**事業者**に通知することとし、支払条件等については、関係者協議会において協議するものとする。
- 5 **事業者**は、**県**の承諾を得た場合を除き、**設計図書**の変更を行うことはできない。
- 6 **事業者**が**県**の承諾を得て、**設計図書**の変更を行う場合、当該変更により増加費用が生じたときは、**事業者**がその増加費用を負担するものとする。
- 7 **県**は、**設計図書**の変更により**整備費等**が減少したときは、第55条の**サービスの対価**について**整備費等**の減少額相当分を減じるものとする。

- 8 **県**は、**設計図書**の変更により維持管理・運営に係る費用が減少したときは、関係者協議会に

において協議の上、第55条の**サービスの対価**について当該費用の減少額相当分を減じるものとする。

第4章 本件施設の整備

(除却業務の実施)

第16条 **事業者**は、**提案書**に基づき、全体スケジュール表の日程に従い、**既存施設**のすべてについて、除却を行うものとする。

2 **事業者**は、除却業務終了後速やかに**県**に通知するものとする。

(本件施設の整備)

第17条 **事業者**は、全体スケジュール表の日程に従い**本件施設**を**建設期間内**に完成の上、**本件施設**を**県**に引き渡し、その所有権を**県**へ移転するものとする。

2 **本件施設**の整備の方法その他の整備のために必要な一切の手段は、**事業者**がその責任において定める。

(備品等の整備)

第18条 **事業者**は、**本件施設**において使用する**備品等**を自らの責任及び費用において調達するものとし、**備品等**のうち、**県**が指定するもの(以下「**指定備品等**」という。)の所有権を**県**へ移転するものとする。この場合において、**県**が指定する**備品**及び**消耗品**の購入にあつては、あらかじめ購入リスト案を作成して**県**の承諾を得るものとし、図書等の購入にあつては、毎年度すべての図書等について購入リスト案を作成して、あらかじめ**県**の承諾を得るものとする。

2 **事業者**は、**備品等**(**指定備品等**以外の**消耗品**を除く。)を購入により調達した場合は購入リストを、リース方式により調達した場合は**借用物品**の台帳を作成するとともに、**県**から要求があった場合には、リース方式に関する契約書を提示しなければならない。

3 **事業者**は、**備品等**(**指定備品等**以外の**消耗品**を除く。)をリース方式により調達する場合には、平成42年3月31日を超える日をリース期間の終了日に設定してはならない。

(樹木、図書等の搬入等)

第19条 **事業者**は、**業務要求水準書**及び**提案書**に基づき、**県**が指定する樹木及び図書等を、自らの責任及び費用において**本件土地**へ搬入しなければならない。この場合において、**事業者**は、樹木及び図書等の搬入の日程や方法等について関係機関と協議・決定し、円滑に搬入ができるよう準備を整えるものとする。

(施工計画書等)

第20条 **事業者**は、**本件工事**に関する施工計画書を全体スケジュール表に記載された日程に従って**県**に提出する。

2 **事業者**は、全体スケジュール表に記載された日程に従って詳細な工事工程表(月間工程表及び週間工程表)を作成し**県**に提出するものとし、当該工事工程表に変更が生じた場合は、速やかに**県**に通知し、確認を得るものとする。

3 **事業者**は、工事現場に常に工事記録を整備し、**県**の要求があった際には速やかに開示する。

(近隣説明と平塚市との調整)

第21条 **県**は、自らの責任及び費用において**本件施設**の整備に関する近隣住民等への説明(第25条に規定する近隣対策は除く。)及び平塚市との調整(第8条に規定する**事業者**が取得・維持すべき許認可等は除く。)を実施するものとし、**事業者**はこれに協力する。

2 県は、自らが実施する**本件施設**の整備に関する近隣住民等への説明及び平塚市との調整に起因して**本件引渡日**が変更されるおそれのある場合は、関係者協議会において**事業者**と対策を協議する。この場合において、**県**は、**本件引渡日**の変更に起因する増加費用があるときは、当該増加費用を合理的な範囲内で負担する。

(建設期間中の第三者への委託)

第22条 事業者は、**本件工事**の施工の全部又は一部を第三者（以下この条において「請負人」という。）に請け負わせる場合（請負人がさらに**本件工事**の施工の一部をその他の第三者に請け負わせる場合を含む。）には、**本件工事**に着手する21日前までに、**県**に対してその旨を記載した書面を提出し、**県**の書面による承諾を得るものとする。この場合において、**事業者**による書面の提出日から起算して14日以内に**県**から特段の通知がないときは、**県**が承諾したものとみなす。

2 **県**は、必要と認めた場合には随時、**事業者**から、施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

3 請負人及び請負人から**本件工事**の施工の一部を請け負った第三者（当該第三者から**本件工事**の施工の一部を請け負った者等**本件工事**の施工に関して請負関係に立つすべての者を含む。以下この条において「請負人等」という。）の使用は、すべて**事業者**の責任において行うものとし、請負人等の責めに帰すべき事由は、**事業者**の責めに帰すべき事由とみなす。

4 請負人等に関する何らかの紛争等に起因して**本件工事**が遅延した場合、かかる遅延によって生じた増加費用及び損害については、すべて**事業者**が負担するものとする。

(事業者による工事監理者の設置)

第23条 事業者は、自己の責任及び費用において工事監理者を設置し、**工事開始日**までに**県**に対して書面により通知する。

2 **事業者**は、工事監理者に、毎月1回、**本件工事**についての**県**への報告を行わせるものとする。

3 **県**は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に**本件工事**に関する報告を求め、又は**事業者**に対して工事監理者をして**本件工事**に関する報告を行わせるよう求めることができる。

4 **事業者**は、工事監理者に、**県**への完成検査報告を行わせる。

(本件工事における管理)

第24条 事業者は、自らの責任及び費用において工事現場における安全管理及び警備等を行うものとし、**本件工事**の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により増加費用が生じた場合は、**県**の責に帰すべき事由又は**不可抗力**に起因する増加費用として**県**が負担するものを除き、当該増加費用は**事業者**が負担する。

(本件施設の建設に伴う近隣対策)

第25条 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の**本件工事**が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。この場合において、事前及び事後に当該近隣対策の内容及び結果を**県**に報告するものとする。

(工事中電力等)

第26条 事業者は、**建設期間**中に必要な工事中電力及び工事中水を、自己の責任と費用において調達するものとする。

(県による説明要求及び建設現場立会い)

第27条 県は、**本件工事**の進捗状況について、随時、**事業者**に対して報告を要請することができ、**事業者**は**県**の要請があった場合には報告を行わなければならない。

2 県は、**本件工事**開始前及び工事中、随時、**事業者**に対して質問をし、**本件工事**について説明を求めることができる。この場合において、**事業者**は、**県**からの質問の受領日から起算して14日以内に、**県**に対して回答を行わなければならないものとし、**県**は、当該回答の内容が合理的でないと判断したときは、関係者協議会において協議を行うことができるものとする。

3 **県**は、**建設期間中**、**事業者**に対する事前の通知を行うことなく、随時、**本件工事**に立ち会うことができる。

4 立ち会いの結果、建設状況が**設計図書**及び**提案書**の内容を逸脱していることが判明した場合、**県**は、**事業者**に対してその是正を求めることができ、**事業者**はこれに従わなければならない。

5 **県の事業者**に対する説明の要求又は**県の本件工事**への立会いを理由として、**県**は、**本件施設**の設計及び**本件工事**の全部又は一部について責任を負うものではない。

(工事の中止)

第28条 県は、必要と認めた場合には、**事業者**に対して書面により通知して**本件工事**の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

2 県は、前項に基づき**本件工事**の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、**建設期間**若しくは**整備費等**を変更し、又は**本件工事**の施工の一時中止が**事業者**の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、合理的な範囲内で次の増加費用及び損害を負担する。

(1) **事業者**が**本件工事**の続行に備え工事現場を維持するための費用又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用

(2) その他の**本件工事**の施工の一時中止及びその続行に起因して必要となった増加費用又は**事業者**が被った損害

(本件工事中に第三者に生じた損害)

第29条 **事業者**は、**本件工事**の施工について**事業者**の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。また、**事業者**は、帰責事由の有無を問わず、**本件工事**の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気等の発生により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を負担しなければならない。

2 前項の場合を除き、**本件工事**の施工に関し**不可抗力**により第三者に生じた損害は、別紙4のとおり負担とする。この場合、必要に応じて**県**及び**事業者**は、関係者協議会において、当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(不可抗力及び法令の変更により生じた損害等)

第30条 **不可抗力**により、**本件施設**の**整備業務等**に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のとおり負担とし、**県**及び**事業者**は、必要に応じ、関係者協議会において当該増加費用及び損害並びに負担方法等について協議して決定することができるものとする。ただし、上記増加費用及び損害のうち引渡しの遅延に係るものについては、第38条第3項の規定に従う。

2 **法令**の変更により、**本件施設**の**整備業務等**に生じた合理的な増加費用は、別紙5のとおり負担とし、**県**及び**事業者**は、必要に応じ、関係者協議会において当該増加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。ただし、上記増加費用のうち引渡しの遅延に係るものについては、第38条第4項の規定に従う。

(事業者による本件施設の完成検査)

第31条 事業者は、自らの責任及び費用において**本件施設**の完成検査を行う。

2 **事業者**は、**県**に対して、**事業者**が前項の完成検査を行う7日前までに、当該完成検査を行う旨を通知するものとする。

3 **事業者**は、第1項の完成検査において、**本件施設**の性能が充足されているか否かについて、関係者協議会における協議で定める方法により検査する。

4 **県**は、当該完成検査に立ち会うことができるものとする。完成検査への立会いを理由として、**県**は、**本件施設**の設計及び**本件工事**の全部又は一部について責任を負うものではない。

(許認可取得等及びこれに伴う検査等の完了)

第32条 事業者は、第34条に定める**県**による完工確認に先立ち、**センター**の運営に必要なとなる一切の許認可の取得等及びこれに伴う検査並びに**備品等**の調達を完了しなければならない。

(事業者による完成届)

第33条 事業者は、前2条による検査等が完了した場合、**県**に対して完成届を提出する。

2 前項の完成届には、第31条に基づく**事業者**による完成検査の結果報告書、前条に定める**センター**の運営に必要な許認可の許認可書、検査済証等及び**備品等**(**指定備品等**以外の**消耗品**を除く。)の調達リスト(購入リスト及び**借用物品**の台帳をいう。第48条第3項において同じ。)を添付しなければならない。

(県による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付)

第34条 事業者から前条に基づいて完成届が提出されたときは、**県**は、完工確認として、**本件施設**が**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**に規定された性能及び仕様を充足すること及び**備品等**の調達が完了していることを工事記録及び現地調査により確認する。

2 **県**は、完工確認の結果、不備が発見された場合、**事業者**に対して改善勧告を行う。

3 完工確認の方法その他の詳細については、関係者協議会における協議で定める。

4 **県**は、第1項による確認の後、**事業者**に対して完工確認通知書を交付する。

5 **県**による完工確認通知書の交付を理由として、**県**は**本件施設**の設計及び**本件工事**の全部又は一部について責任を負うものではない。

(事業者による本件施設及び備品等の引渡し並びに県への所有権の移転等)

第35条 事業者は、完工確認通知書を受領した後、別紙6の様式による目的物引渡書及び**竣工図書**を**県**に提出し、**本件引渡日**において**本件施設**の引渡しを行い、**本件施設**の所有権を**県**に移転する。

2 **本件施設**の所有権に関する表示登記及び保存登記は**県**が行うものとし、**事業者**は、**県**が登記を行うに当たり必要な書類の提供等の協力を行うものとする。

3 **事業者**は、第1項の目的物引渡書の提出と同時に**指定備品等**の引渡リストを**県**に提出し、**本件引渡日**において**指定備品等**の引渡しを行い、**指定備品等**の所有権を**県**に移転する。

4 **県**は、**事業者**に対し、前項の**指定備品等**を、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第78号)の規定により無償で貸し付けるものとする。

5 **事業者**は、第3項の**指定備品等**の使用に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、**本契約**が終了した後は速やかに**県**に返還するものとする。

6 前3項の規定は、**維持管理・運営期間中**に**指定備品等**を**事業者**が購入した場合に準用する。

(本件施設及び備品等の瑕疵担保)

第36条 県は、前条の引渡しを受けた**本件施設及び指定備品等**に瑕疵があるときは、**事業者**に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条に基づき**本件施設**の引渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。ただし、設備及び**指定備品等**の瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、その瑕疵が**事業者**の故意又は重大な過失により生じたときを除き、引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 県は、**本件施設及び指定備品等**の引渡しを受ける際に、**本件施設及び指定備品等**に瑕疵があることを知った場合には、第1項の規定にかかわらず、直ちに、**事業者**に書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただし、**事業者**が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。

(施設等整備の割賦代金等の支払)

第37条 県は、**本件施設及び備品等**の引渡しを受けた場合、施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当分を、第55条の規定により、**開業日からのサービスの対価**として**維持管理・運営業務**に係る費用と一体のものとして**事業者**に支払う。

(工期延長等による引渡しの遅延)

第38条 県の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、**本件引渡日**に**本件施設及び指定備品等**の引渡しができない場合、**県**は、**開業日からのサービスの対価**を支払う。

2 **事業者**の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、**本件引渡日**に**本件施設及び指定備品等**の引渡しができない場合、**県**は、**開業日から本件施設及び指定備品等**の引渡しまでの期間に相当する**サービスの対価**を差し引いて、当該支払対象期間の**サービスの対価**(以下この項において「減額後の対価」という。)を**事業者**に対して支払う。この場合において、**事業者**は、引渡しまでの延滞日数に応じ、**整備費等**相当額につき年3.4%の割合で計算した遅延損害金を**県**に支払うものとし、減額後の対価の支払は、当該遅延損害金と相殺し、当該遅延損害金が減額後の対価より大きい場合は、**事業者**は、相殺後の金額を**県**に対して、**サービスの対価**の支払日に支払うものとする。

3 **不可抗力**により工期延長等が生じ、**本件引渡日**に**本件施設及び指定備品等**の引渡しができない場合、その遅延により生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のと通りの負担とする。この場合、**県**及び**事業者**は、必要に応じて関係者協議会において当該増加費用及び損害の負担方法等について協議することができるものとする。

4 **法令**の変更により、工期延長等が生じ、**本件引渡日**に**本件施設及び指定備品等**の引渡しができない場合、その遅延により**事業者**に生じた合理的な増加費用は、別紙5のと通りの負担とする。この場合、**県**及び**事業者**は、必要に応じて関係者協議会において当該増加費用の負担方法等について協議することができるものとする。

第5章 センターの維持管理・運営

(維持管理・運営仕様書及び事業計画書)

第39条 **事業者**は、**本契約、業務要求水準書**及び**提案書**に基づき**維持管理・運営仕様書**を作成し、**本件引渡日**の180日前までに**県**に提出し、確認を受けるものとする。この場合において、

維持管理・運営仕様書が**本契約**等に合致していない場合は、**事業者**は速やかに**維持管理・運営仕様書**を変更する。

- 2 **事業者**は、各**事業年度**の**維持管理・運営業務**についての事業計画書を作成し、当該年度が開始する30日前まで（平成21年度及び平成22年度については、平成21年11月末日まで）に**県**に提出し、承諾を得なければならない。ただし、**提案書**に基づく**センター**の**修繕・更新**の計画については、当該**修繕・更新**を行う**事業年度**の前年度の7月末までに**県**に提出し、承諾を得るものとする。

（運営体制の確保等）

第40条 事業者は、**維持管理・運営業務**の開始に先立ち、前条第1項の**維持管理・運営仕様書**に従って**センター**の**維持管理・運営業務**を実施する人員を確保し、当該業務の遂行に必要なとなる研修を実施する等により**センター**の運営体制を確保する。

- 2 **事業者**は、**業務要求水準書**に定めのあるスタッフ（花き栽培展示事業の責任者、気づき体験（農業体験学習）事業のインタープリターのチーフ及びサブリーダー、農業・園芸相談事業の相談員）については、その名簿を**県**に提出しなければならない。名簿提出後のスタッフの異動についても同様とする。
- 3 **県**は、前項のスタッフがその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その理由を明記して、**事業者**に対し異動を請求することができ、**事業者**は誠実にこれに対応しなければならない。

（事業者による研修等）

第41条 事業者は、**維持管理・運営業務**の開始に先立ち、**センター**が正常に稼動することを確認するために、**センター**の運営に必要な研修を行う。

- 2 **事業者**は、研修において、**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**で示された性能が備えられているかを確認する。
- 3 **事業者**は、第34条に定める**県**による完工確認後、**開業日**前に運営リハーサルを行うことができるものとし、**県**は、当該運営リハーサルに立ち会うことができるものとする。

（運営体制の確認）

第42条 事業者は、前2条により運営体制の確保が完了した場合、運営に必要な人員に係る報告書及び研修実施結果報告書を**県**に提出する。

- 2 **県**は、前項の報告書が提出されたときは、**センター**が**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に規定された性能及び仕様を充足し、業務を実際に行う体制にあることを前項の報告書及び現地調査により確認する。
- 3 **県**は、前項の確認の結果、不備が発見された場合、**事業者**に対して改善勧告を行う。
- 4 第2項の確認の方法その他の詳細については、関係者協議会における協議で定める。
- 5 **県**は、第2項による確認の後、**事業者**に対して運営体制確認書を交付する。
- 6 **事業者**は、**県**の運営体制確認書を受領しなければ、**センター**の運営を開始することはできない。

（センターの運営に伴う近隣対策）

第43条 事業者は、自己の責任及び費用において、**維持管理・運営業務**を行うに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。この場合において、事前及び事後に当該近隣対策の内容及び結果を**県**に報告するものとする。

(維持管理・運営期間中の第三者の使用)

第44条 事業者は、**維持管理・運営業務**の全部又は一部を第三者（以下この条において「受託者」という。）に委託する場合（受託者がさらに**維持管理・運営業務**の一部をその他の第三者に委託する場合を含む。）には、委託発注の21日前までに、**県**に対してその旨を記載した書面を提出し、**県**の書面による承諾を得るものとする。この場合において、**事業者**による書面の提出日から起算して14日以内に**県**から特段の通知がないときは、**県**が承諾したものとみなす。

2 前項に規定する委託発注の21日前までに予測し得なかった事態に対処するため、緊急の必要が生じた場合には、**事業者**は、前項の規定に関わらず、**県**の承諾を得ずに**維持管理・運営業務**の一部を第三者に委託することができる。この場合において、その委託の範囲、方法等は、緊急の事態に対応するために必要な限度でなければならないものとし、**事業者**は委託発注後速やかに**県**に対して書面により報告を行うものとする。

3 **県**は、必要と認めた場合には、随時、**事業者**から**維持管理・運営業務**の遂行体制について報告を求めることができるものとする。

4 受託者及び受託者から**維持管理・運営業務**の一部を委託をされた第三者（当該第三者から**維持管理・運営業務**の一部を委託された者等**維持管理・運営業務**に関して委託関係に立つすべての者を含む。以下この条において「受託者等」という。）の使用は、すべて**事業者**の責任において行うものとし、受託者等の責めに帰すべき事由は、**事業者**の責めに帰すべき事由とみなす。

5 受託者等に関する何らかの紛争等に起因して**維持管理・運営業務**に支障が生じたことによって生じた増加費用及び損害については、すべて**事業者**が負担するものとする。

(運営体制確保の遅れによる運営開始の遅延)

第45条 県の責めに帰すべき事由により、運営体制確保の遅れが生じ、**開業日**に**センター**の運営を開始できない場合、**県**は、第38条第1項に準じた処置を行う。

2 **事業者**の責めに帰すべき事由により、運営体制確保の遅れが生じ、**開業日**に**センター**の運営を開始できない場合、**県**及び**事業者**は第38条第2項に準じた処置を行う。

3 **不可抗力**により、運営体制確保の遅れが生じ、**開業日**に**センター**の運営を開始できない場合、第38条第3項に準じた処置を行う。

4 **法令**の変更により、運営体制確保の遅れが生じ、**開業日**に**センター**の運営を開始できない場合、第38条第4項に準じた処置を行う。

(センターの維持管理・運営)

第46条 事業者は、自らの責任及び費用において、**維持管理・運営期間中**、**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**並びに事業計画書に基づき、**維持管理・運営業務**を行う。

2 **県**は、**事業者**が**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に定める条件に従い、適切な運営体制のもと、**維持管理・運営業務**に関し必要とされる水準のサービスを継続的に提供することに対して、第55条の規定に従い**サービスの対価**を**事業者**に対して支払う。

(環境等の著しい変化に対する対応)

第47条 本件事業を取り巻く環境等の著しい変化が認められた場合は、**県**の求めにより、**県**と**事業者**は関係者協議会において協議を行い、**維持管理・運営業務**に関して必要な対策（**本契約**の変更を含む。）を講じる。

2 前項の対策の実施により維持管理・運営に係る費用が増加したときは、合理的な範囲内で**県**

が増加費用を負担し、維持管理・運営に係る費用が減少したときは、第55条のサービスの対価について費用の減少額相当分を減じるものとする。

(センターの修繕及び更新等)

第48条 事業者は、センターの修繕及び更新を長期修繕・更新計画に基づき自己の責任及び費用において実施する。ただし、県の責めに帰すべき事由によりセンターの修繕又は更新を行った場合、県はこれに要した一切の費用を負担する。

2 **事業者は、センターの修繕又は更新を行った場合、県の立会による確認を受けるとともに、必要に応じて当該修繕又は更新を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を県に提出しなければならない。**

3 **事業者は、備品等（指定備品等以外の消耗品を除く。）の更新を行った場合は備品等（指定備品等以外の消耗品を除く。）の調達リストに記入し管理を行う。**

(県による説明要求及び立会い)

第49条 県は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、センターの維持管理・運営業務について、随時その説明を求めることができるものとし、また、センターにおいて維持管理・運営状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 **事業者は、前項に規定する維持管理・運営状況その他についての説明及び県による確認の実施について県に対して最大限の協力を行わなければならない。**

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、センターの維持管理・運営状況が、本契約、業務要求水準書、提案書、維持管理・運営仕様書の内容を逸脱していることが判明した場合、**県は事業者に対して期限を定めて是正の勧告を行うものとする。この場合において、事業者は県に対して次条に規定する業務報告書において当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。**

(業務週報等の提出)

第50条 事業者は、維持管理・運営業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、それを基に業務週報を毎週火曜日（当日が祝日の場合は、その直後の開庁日）に県に提出しなければならない。

2 前項の業務日報及び業務週報に記載されるべき具体的な項目及び内容は、**維持管理・運営仕様書**をもとに、関係者協議会における協議を経て決定する。

3 **事業者は、維持管理・運営期間中は、毎月、維持管理・運営業務に係る業務月報を作成し、翌月の5日までに県に提出するものとする。**

4 **事業者は、毎年度（平成21年度を除く。）各四半期終了後5日以内に、当該四半期にかかる維持管理・運営業務に関する業務四季報を作成し、県に対して提出する。**

(モニタリングの実施)

第51条 県は、事業者が提供するサービスの質及び内容を確保するため、次のとおりモニタリングを行い、翌月10日までに当該月の業務状況について事業者に通知する。

(1) 日常モニタリング

日常モニタリングの項目及び方法は、**本契約締結後に事業者が作成する維持管理・運営仕様書**を基に**県**で策定する。

(2) 定期モニタリング

県は、月に1回、前条第3項に基づき提出された業務月報を確認するほか、必要に応じてセンターを事業者とともに巡回し、確認する。

(3) 随時モニタリング

県は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。

- 2 **事業者**は、何らかの事由で**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に記載された**維持管理・運営業務**に係るサービスの質又は内容を達成できない状況が生じ、かつ、これを**事業者**自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を直ちに**県**に提出しなければならない。

(利用の制限等)

第52条 事業者は、**センター**の管理上必要な利用の制限を行う場合の具体的な基準その他**行政手続条例**第5条に規定する審査基準、第6条に規定する標準処理期間及び第12条に規定する処分基準に該当する基準を定める（変更する場合を含む。）ときは、あらかじめ**県**の承諾を得るものとする。

- 2 **事業者**は、**行政手続条例**第3章第2節及び第3節に規定する聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156条）の規定に準じて行うものとする。

- 3 **事業者**は、**行政手続条例**第38条に規定する写しの交付については、同条の規定に準じて行うものとする。

- 4 **事業者**は、**センター**の利用者等に関する指導については、**行政手続条例**第4章の規定に準じて行うものとする。

(利用料金の徴収及び設定)

第53条 事業者は、別紙7「事業者の利用料金等の収入について」に従い、**センターの利用料金**を徴収し、その収入を全額自らの収入として収受する。

- 2 **事業者**は、**センター条例**の上限額の範囲内で**センターの利用料金**を自ら設定し、改定することができるが、設定及び改定に当たっては、あらかじめ**県**の承認を得なければならない。

- 3 **事業者**は、前項の**利用料金**の減免を行うことができるが、減免を行う場合の基準を作成し、当該基準について、あらかじめ**県**の承認を得なければならない。

- 4 **事業者**は、**センターの利用料金**について、**センター条例**の上限額の範囲を超える料金改定を行う合理的な必要性があると判断した場合は、**県**と協議を行うことができる。

(その他の収入)

第54条 事業者は、別紙7「事業者の利用料金等の収入について」に規定するその他の収入について、別紙7で定める方法により収受することができる。

- 2 **事業者**は、**県**が指定するその他の収入を収受するときは、あらかじめ**県**の承諾を得なければならない。

(サービスの対価の支払)

第55条 県は、**事業者の本件事業**の実施に関し、第50条に基づき**事業者**から提出を受けた業務週報等により当該業務の状況を確認の上、毎年度各四半期に1回（平成21年度は、当該**事業年度**終了後）、**サービスの対価**として別紙8に規定する金額を、別紙8に記載された支払方法により支払うものとする。

- 2 **事業者**は、**サービスの対価**の請求書を、支払期日の14日前までに**県**に提出するものとし、当該請求書の提出が遅延した場合には、**県**は、当該請求書を受理した日から30日以内に**サービスの対価**を支払うものとする。

(利用料金収入の減収等の補てん)

第56条 天候の影響など**事業者**の責めに帰さないことが明らかな事由により、当該年度の**利用料金等収入**(**独立採算事業**については収益に限る。)が**利用料金等収入見込額**を下回り、かつ、**県**が設定した分岐線を下回った場合、**県**は別紙9に基づいて**利用料金**収入の減収等を補てんするものとする。ただし、補てんすべき額が20万円に満たないときは、補てんすべき額がなかったものとみなす。

(サービスの対価の減額)

第57条 第51条に定めるモニタリングの結果、**維持管理・運営業務**について、**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に記載された**県**が求める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、**県**は別紙10に記載する手続に基づいて**サービスの対価**を減額するものとする。

(サービスの対価の返還)

第58条 第50条に定める業務週報等に虚偽の記載があることが判明した場合、**事業者**は、**県**に対して、当該虚偽記載がなければ**県**が減額し得た**サービスの対価**に相当する額を**県**に返還しなければならない。

(事業者が持つ権利の第三者への処分)

第59条 **事業者**は、**サービスの対価**の支払請求権その他**本契約**に基づき**県**に対して有することとなる一切の権利について、特定の金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行う場合は、あらかじめその具体的内容を書面により**県**に提出した上で、承諾を得なければならない。この場合において、**県**は合理的な理由なく、当該承諾を留保又は遅延しないものとする。

2 **県**が前項の承諾を与える場合には、次の条件を付することとする。

(1) **県**は、**本契約**に基づき**サービスの対価**の減額及び支払停止ができること。

(2) **県**が**事業者**に対して**本契約**に基づく金銭支払請求権(違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。)を取得した場合には、当該請求権相当額を**サービスの対価**から控除できること。

3 第1項の規定は、**事業者**が、**事業者**の有する預金債権及び保険金請求権に対して、金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行う場合にも準用する。

(維持管理・運営期間中に第三者に及ぼした損害)

第60条 **事業者**は、**維持管理・運営業務**を履行する過程で、又は履行した結果、**事業者**の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。また、**事業者**は、帰責事由の有無を問わず、**維持管理・運営業務**の履行に伴い、通常避けることのできない騒音、振動、臭気等の発生により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を負担しなければならない。

2 前項の場合を除き、**維持管理・運営業務**に関し**不可抗力**により第三者に生じた損害は、別紙4のとおり負担とする。この場合、必要に応じて**県**及び**事業者**は、関係者協議会において当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(不可抗力及び法令の変更により生じた損害等)

第61条 **不可抗力**(第56条の場合を除く。)により、**維持管理・運営業務**に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のとおり負担とし、**県**及び**事業者**は、必要に応じ関係者協議会に

において当該増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

- 2 **法令**の変更により、**維持管理・運營業務**に生じた合理的な増加費用は、別紙5のと通りの負担とし、**県**及び**事業者**は、必要に応じ関係者協議会において当該増加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(事業者の保険加入義務)

第62条 事業者は、**維持管理・運営期間**中、次の保険に加入しなければならない。

- (1) 指定管理者賠償責任保険
- (2) 生産物賠償責任保険
- (3) 施設入場者傷害保険
- (4) 受託者賠償責任保険
- (5) 現金動産総合保険

第6章 独立採算事業

(総則)

第63条 事業者は、**センター**の**維持管理・運營業務**の一環として、自らの責任及び費用において、**独立採算事業**を行うものとする。この場合において、**事業者**は、**独立採算事業**に必要な**備品**(工事の必要な**備品**を除く。)及び**消耗品**を自らの責任及び費用で用意するものとする。

- 2 **事業者**は、**維持管理・運営期間**中、**独立採算事業**を中止し、又は放棄してはならない。
- 3 **事業者**は、**独立採算事業**の業務遂行のために、第三者と契約を締結する必要がある場合(当該業務に使用する部分の清掃業務及び環境衛生業務の第三者への委託を含む。)には、**事業者**の名義でこれを締結するものとし、**県**が契約当事者であるかのような誤解、誤認を生じさせる一切の行為をしてはならない。
- 4 **事業者**が第三者と契約を締結した場合(第三者の変更又は追加を行った場合を含む。)、**事業者**は**県**に対してその旨を記載した書面を提出するものとする。
- 5 第3項に基づく第三者の使用は、すべて**事業者**の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、**事業者**の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 第3項に基づき契約を締結した第三者に関する何らかの紛争等に起因して**維持管理・運營業務**に支障が生じた場合における増加費用及び損害については、すべて**事業者**が負担するものとする。

(自己責任)

第64条 事業者は、**独立採算事業**の運営に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 **独立採算事業**の運営の過程で第三者に損害を及ぼしたときは、**事業者**はその損害の一切を賠償しなければならない。また、**県**に対して、名目の如何を問わずいかなる金銭支払請求権も有しない。
- 3 **不可抗力**により**独立採算事業**の運営に関連して事故等が発生した場合においては、**事業者**が、当該事故等により発生した損害及び費用等を負担する。

(独立採算事業部分の業務不適正の場合の措置)

第65条 県が、第51条のモニタリングにより、**独立採算事業**の運営について、**業務不適正**と判断した場合の手続は、次のとおりとし、当該手続の期間中、**事業者**は**県**が指定する事業範囲内において事業を継続するものとする。ただし、**県**は事業範囲を指定することによる業務遂行の責任は一切負わない。

- (1) **維持管理・運営期間**中において**業務不適正**が起きた場合、**県は事業者**に改善措置を採ることを通告し、**独立採算事業部分改善計画書**の提出を求めることができる。
- (2) **独立採算事業部分改善計画書**の内容については、最長6箇月間にわたる関係者協議会の協議を経て**県**の承諾を得ることを要する。ただし、**独立採算事業部分改善計画書**に対する**県**の承諾により、**県**は改善結果について何ら責任を負うものではない。
- (3) **県**は随時モニタリングにより、**独立採算事業部分改善計画書**に従った改善が認められるか判断する。
- (4) 随時モニタリングの結果、**独立採算事業部分改善計画書**に従った改善が認められないと判断した場合、**県**は、再び前3号の手続を行い、当該手続が行われたにもかかわらず、改善が認められない場合、更に最長3箇月間にわたり業務改善方法等を関係者協議会で協議の上、**事業者**自らが**独立採算事業部分**を運営している場合には、**事業者**以外の適切な第三者に**独立採算事業部分**の運営を委託すべき旨の勧告を、**事業者**と契約した第三者が**独立採算事業部分**を運営している場合には、当該第三者を変更すべき旨の勧告を**事業者**に対してなすことができる。
- (5) 前号の勧告を行ったにもかかわらず**事業者**がこれに従わない場合、**県**は最長3箇月間にわたり関係者協議会において、**本事業**を継続するか否かを検討し、**県**が**本事業**を継続しないと判断したときは、**事業者**にその旨を通知することにより**本契約**は終了するものとする。
- (6) **県**が前号に基づいて**本契約**を終了させる場合、終了時点における**整備費等**の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の90を支払うものとし、当該支払については、**県**の選択により、**事業者**の指定する口座に一括又は当初に定めた支払スケジュールに従い支払うものとする。
- (7) 前号の規定は、損害賠償を予定したものではなく、**県**が別途**事業者**に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第66条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、平成42年3月31日をもって終了する。

(事業者の債務不履行による契約終了)

第67条 次に掲げる場合は、県は、事業者に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) **事業者**が**本事業**を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) **事業者**にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、**事業者**の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（**事業者**の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) **事業者**が、不法行為を行ったとき。
- (4) **事業者**が、全体スケジュール表に記載された**工事開始日**を過ぎても**本件工事**に着手せず、**県**が相当の期間を定めて**事業者**に対して催告したにもかかわらず、**事業者**から**県**に対し**県**が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (5) **設計・建設期間**内に**本件施設**が完成しないとき又は**設計・建設期間**経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと**県**が認めたとき。

- (6) **センター**の維持管理・運営体制が**本件引渡日**から30日経過しても整わないとき。
- (7) **事業者**が、**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に従った**維持管理・運営業務**を行わず、第74条に基づき、**事業者**に対して改善措置をとることの勧告を行ったにもかかわらず、業務の改善が認められないとき。
- (8) **事業者**の責めに帰すべき事由により、**維持管理・運営業務**について**本契約**の履行が不能となり、第74条に基づき、**事業者**に対して改善措置をとることの勧告を行ったにもかかわらず、業務の改善が認められないとき。
- (9) 前8号に掲げる場合のほか、**事業者**が、**本契約**の目的を達することができないと認められるような重大な違反を行い、**県**による相当期間を定めた催告後も是正がなされないとき。
- 2 前項の規定により、**県**が**本契約**を解除したときは、**事業者**は指定管理者の地位を失うものとする。この場合において、**県**は、**本契約**の解除と別に、**センター条例**及び**行政手続条例**の定めにより、指定管理者の指定の取消手続を採るものとする。

(本件引渡日前の解除)

第68条 前条により**本契約**が**本件引渡日**前に解除された場合、**事業者**は、**県**に対して、**サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

- 2 **県**は、**本件施設**の出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買受けるものとし、当該出来形部分の買受代金と前項の違約金を相殺することにより決済することができる。
- 3 前項により支払の必要が生じた場合、**県**は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。
- (1) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額の一括支払
- (2) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払
- 4 第1項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、**県**が別途**事業者**に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(本件引渡日以後の解除)

第69条 第67条により**本件引渡日**以降に**本契約**が解除された場合、**県**は、**事業者**に対して、**サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額の100分の90に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項により支払の必要が生じた場合、**県**は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。
- (1) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額の100分の90に相当する金額の一括支払
- (2) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の100分の90に相当する額の解除前の支払スケジュールに従った支払
- 3 第1項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、**県**が別途**事業者**に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(県の債務不履行による契約終了)

第70条 **県**が、**本契約**に基づいて**事業者**に対して履行すべき支払を遅延し、かつ、**県**が**事業者**から書面による催告を受けた後60日を経ても当該支払を行わない場合、**事業者**は書面により**本契約**を終了する旨の通知を**県**に行い、**本契約**を終了させることができる。この場合において、**事業者**は**本契約**の終了により指定管理者の地位を失うものとし、**県**は、**センター条例**の定めにより、指定管理者の指定を取り消すものとする。

- 2 前項の場合、**県**は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.4%の割合で計算し

た額を**事業者**に対して遅延損害金として支払う。

3 第1項に基づき**本契約**が終了した場合においても、**県**は、**本件施設**の出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買収し、**本件施設**の所有権を取得した上で、**サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額を支払うものとする。

4 前項により支払の必要が生じた場合、**県**は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額の一括支払

(2) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

5 第2項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、**事業者**が**県**に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(法令の変更による契約の終了)

第71条 第79条の協議にもかかわらず、**本契約**の締結後における**法令**の変更により、**県**が**本件事業**の継続が困難と判断した場合又は**本契約**の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、**県**は、**事業者**に通知の上、**本契約**を解除することができる。この場合において、**本件施設**が**県**に引き渡されているときは、その所有権は**県**が保持するものとし、**本件施設**が**県**に引き渡されていないときは、**県**は出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買収するものとする。

2 前項により**本契約**が解除された場合、**県**は、**サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額を支払うものとする。ただし、**本件施設**が未完成であるときは、**県**の評価に係る、検査に合格した出来形部分に相応する整備費相当額等に限るものとする。

3 前項により支払の必要が生じた場合、**県**は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額の一括支払

(2) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

4 第1項の規定により、**県**が**本契約**を解除したときの**事業者**の指定管理者の地位については、第67条第2項の規定を準用する。

(不可抗力による契約終了)

第72条 第82条の協議にもかかわらず、**本契約**の締結後における**不可抗力**により、**県**が**本件事業**の継続が困難と判断した場合又は**本契約**の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、**県**は、**事業者**に通知の上で、**本契約**を解除することができる。この場合、**本件施設**が**県**に引き渡されているときは、その所有権は**県**が保持するものとし、**本件施設**が**県**に引き渡されていないときは、**県**は出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買収するものとする。

2 前項により**本契約**が解除された場合、**県**は、**サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額を支払うものとする。ただし、**本件施設**が未完成であるときは、**県**の評価に係る、検査に合格した出来形部分に相応する整備費相当額等に限るものとし、当該評価は、**本件施設**が**不可抗力**により被害を受けたときは被害後の状態に基づき決定するものとする。

3 前項により支払の必要が生じた場合、**県**は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額の一括支払

(2) **サービスの対価**のうち**整備費等**相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

4 第1項の規定により、**県**が**本契約**を解除したときの**事業者**の指定管理者の地位については、第67条第2項の規定を準用する。

(契約終了に際しての処置)

第73条 事業者は、**本契約**が終了した場合において、**センター**内に**事業者**が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（**指定備品等**を除く。）があるときは、当該物件の処置につき**県**の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、**事業者**が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき**県**の指示に従わないときは、**県**は、**事業者**に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合において、**事業者**は、**県**の処置について異議を申し出ることができず、**県**の処置に要した費用を負担するものとする。

3 **事業者**は、**本契約**が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、**センター**が**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**に記載された**県**が求める水準を維持していることを確認するとともに、直ちに、**県**に対し、**センター**の**設備更新履歴・修繕履歴**を引き渡さなければならない。また、**事業者**は、**県**又は**県**の指定する者に対し、この他適切な引継ぎ措置を行うものとする。

4 **事業者**は、**本契約**の終了後も引き続き電話、電気、ガス、水道等を**県**が使用できるよう**県**に協力する。

5 **事業者**は、**本契約**が終了した場合において、終了事由のいかんに係わらず、**指定備品等**については、速やかに**県**に返還し、それ以外のもののうち**県**が選定したものについては**県**に無償で譲渡するものとする。

(業務不履行に関する手続)

第74条 第51条に定めるモニタリングの結果、**維持管理・運營業務**について、**業務不履行**が判明した場合の手続は、次のとおりとする。

(1) **県**によるモニタリングの結果、**維持管理・運営期間中**において**業務不履行**が確認された場合、**県**は**事業者**に改善措置をとることを勧告し、**改善計画書**の提出を求めることができる。

(2) **改善計画書**の内容については関係者協議会の協議を経て**県**の承諾を得ることを要する。ただし、**改善計画書**に対する**県**の承諾により、**県**は改善結果について何ら責任を負うものではない。

(3) 前2号の手続を行った後のモニタリングの結果、前号の承諾を得た**改善計画書**に従った改善が認められないと判断した場合、**県**は、再度、前2号と同様の手続を行う。

(4) 前3号の手続が行われた後のモニタリングの結果、改善が認められない場合、**県**は、**事業者**に通知の上、**県**が指定する第三者に**本件事業**の全部若しくは一部を行わせ、その費用を**事業者**の負担とすることができ、又は**事業者**が**本件事業**の全部若しくは一部を第三者に委託している場合には、**事業者**に当該第三者の変更を求めることができる。

(5) 前号に基づき、第三者に**本件事業**の全部又は一部を行わせた場合（**事業者**が委託している第三者を変更したにもかかわらず、改善が認められない場合も含む。）、**県**は、最長6箇月間にわたり関係者協議会において**本件事業**を継続するか否かを検討し、**県**が**本件事業**を継続しないと判断したときは、**県**が**事業者**にその旨を通知することにより**本契約**は終了するものとし、**本件事業**を継続すると判断したときは、**県**は**事業者**に**事業者**の**本契約**上の地位を**県**が選定した第三者へ譲渡させ、又は**事業者**の株主にその全株式を**県**が承諾する第三者へ譲渡させる

ことができるものとする。

第8章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第75条 事業者は、県に対して、本契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) **事業者**が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、**本契約**を締結し、及び**本契約**の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) **事業者**による**本契約**の締結及び履行は、**事業者**の目的の範囲内の行為であり、**事業者**が**本契約**を締結し、履行することにつき**法令**上及び**事業者**の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) **本契約**の締結及び**本契約**に基づく義務の履行が**事業者**に適用のある**法令**に違反せず、**事業者**が当事者であり、若しくは**事業者**が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は**事業者**に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) **本契約**は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある**事業者**の債務を構成し、**本契約**の規定に従い強制執行可能な**事業者**の債務が生じること。
- 2 **事業者**は、**本契約**に基づく債権債務が消滅するに至るまで、**事業者**が**県**に対して有する債権又は金融機関に対して有する預金債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権及び譲渡担保の設定その他の処分をする場合には、**事業者**が**県**に対して有する債権については第59条第1項及び第2項、金融機関に対して有する預金債権及び保険金請求権については同条第3項の規定に従い事前に**県**の書面による承諾を得ることを**県**に対して誓約する。

(県による事実の表明・保証及び誓約)

第76条 県は事業者に対して、本契約締結日現在において次の事実を表明し保証する。

- (1) **本契約**の履行に必要な債務負担行為が神奈川県議会において議決されていること。
 - (2) **本契約**は、神奈川県議会による議決により適法、有効かつ拘束力ある**県**の債務を構成し、**本契約**の規定に従い各**事業年度**内の予算の範囲内で**県**の債務を執行すること。
- 2 **県**は、**本契約**に基づく債権債務が消滅するに至るまで、**センター**の運営に必要な**県**の取得すべき許認可を維持することを**事業者**に対して誓約する。

第9章 保証

(保証)

第77条 事業者は、設計・建設期間中、整備費等相当額に当該相当額の100分の5に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を**本契約**締結時に納付する。ただし、**事業者**は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する神奈川県債証券、国債証券、政府保証のある債券、銀行が振り出し若しくは支払保証した小切手の提供又は金融機関（出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証を差し入れることができる。

2 **事業者**が前項の契約保証金の納付の免除を求める場合、**県**は、次のいずれかをもって**事業者**に当該免除を認めることができる。

- (1) **応募者**がグループを結成している場合の代表者及び**事業者**の株主のうち**県**が適当と認める

者が保証を差し入れること。

(2) **事業者**が**本契約**から発生する一切の債務について**県**が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保すること。

3 前項第1号の場合、**事業者**は、別紙11の様式に従い**県**が承認する内容の保証契約の差し入れを**県**に対して事前に確認し、**本契約**締結時に保証人をして当該保証契約を締結せしめるものとする。

4 第2項第2号の場合、**設計・建設期間**中において、**整備費等**相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、**県**を被保険者とする履行保証保険をもって、**県**が合理的に満足する内容の履行保証保険とする。

5 **県**が受領した第1項の契約保証金又は前項の保険金は、第68条第1項の違約金に充当するものとする。

第10章 法令の変更

(通知の付与)

第78条 事業者は、**本契約**の締結日以降に**法令**が変更されたことにより、**本件施設**が**設計図書**に従い建設若しくは工事ができなくなった場合又は**センター**が**本契約**、**業務要求水準書**、**提案書**及び**維持管理・運営仕様書**で提示された条件に従って維持管理若しくは運営できなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに**県**に対して通知しなければならない。

2 **県**及び**事業者**は、前項の通知以降、**本契約**に基づく自己の義務が適用**法令**に違反することとなったときは、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、**県**及び**事業者**は、**法令**の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議)

第79条 県が**事業者**から前条の通知を受領した場合、**県**及び**事業者**は、当該**法令**の変更に対応するために速やかに**本契約等の変更**について協議するものとする。

2 前項の規定による協議にもかかわらず、変更された**法令**の公布日から180日以内に**本契約等の変更**について合意が成立しない場合は、**県**が**法令**の変更に対する対応方法を**事業者**に対して通知し、**事業者**はこれに従い**本件事業**を継続するものとする。

第11章 不可抗力

(通知の付与)

第80条 県及び**事業者**は、**不可抗力**により**本契約**に基づく義務の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、**県**及び**事業者**は、通知を発した日以降、**本契約**に基づく自己の義務が**不可抗力**により履行不能となった場合、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、**県**及び**事業者**は、**不可抗力**により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

第81条 不可抗力により**本契約**の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は**不可抗力**により**本件施設**への重大な損害が発生した場合、**事業者**は、当該**不可抗力**の影響を早期に除去すべく、あらかじめ設定されている対応手順に則り、早急に対応措置を採るものとする。

(協議)

第82条 県及び事業者は第80条の通知を受領した場合、当該**不可抗力**に対応するために速やかに**本契約等の変更**について協議するものとする。

2 前項の規定による協議にもかかわらず、**不可抗力**が発生した日から180日以内に**本契約等の変更**について合意が成立しない場合は、**県が不可抗力**に対する対応方法を**事業者**に対して通知し、**事業者**はこれに従い**本件事業**を継続するものとする。

第12章 その他

(公租公課の負担)

第83条 **本契約**及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて**事業者**の負担とする。

2 **県**は、**事業者**に対して**サービスの対価**及びこれに対する**消費税相当額**を支払うほかは、**本契約**に関連するすべての租税について**本契約**に別段の定めがある場合を除き負担しないものとする。

(契約上の地位の譲渡)

第84条 **事業者**は、**県**の事前の承諾なしに、**本契約**上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分をしてはならない。

(第三者割り当て)

第85条 **事業者**は、**事業者**の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に**県**の承諾を得るものとする。この場合において、**事業者**は、新株の割当てを受ける者に対して、**県**に、速やかに別紙12の様式及び内容の誓約書を提出させるものとする。

2 **事業者**は、契約期間の終了に至るまで、**応募者**のうち株主である者が**事業者**の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株の発行を行うものとする。

(財務書類の提出)

第86条 **事業者**は、契約期間の終了に至るまで、**事業年度**の最終日から3箇月以内に、会社法(平成17年法律第86号)における大会社の場合に準じた公認会計士の監査済財務書類(会社法第435条第2項に定める各**事業年度**に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)及び当該**事業年度**に係る**維持管理・運営業務**に関する業務年報を**県**に提出し、かつ、関係者協議会において**県**に対して監査報告及び年間業務報告を行うものとする。なお、当該監査済財務書類及び業務年報は、地方自治法第244条の2第7項に定められる事業報告書を兼ねるものとする。

2 **県**は、前項の監査済財務書類及び業務年報を公開することができる。

(文書の管理・保管)

第87条 **事業者**は、**本件事業**の実施に伴い作成し、又は受領した文書等について、神奈川県行政文書管理規程(平成11年神奈川県訓令第1号)・同運用通知に基づいて作成する文書管理規程等により、適正に管理・保存することとし、**本契約**が終了した後に**県**の指示に従って引き渡すものとする。

2 前項の文書管理規程等を定める(変更する場合を含む。)に当たっては、**事業者**は、**県**と協議するものとする。

(秘密保持)

第88条 県及び事業者は、本件事業の実施に当たり、業務上知り得た内容を本契約が終了した後も含めて第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令等に基づき開示する場合及び事業者が本契約の履行のために委託する第三者等に開示する場合はこの限りでない。

2 前項の第三者等に開示する場合は、**事業者**は、前項の定めと同様の守秘義務を負わせるべく、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第89条 事業者（事業者の従業員も含む。）は、本件事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

2 **事業者**は、**本件事業**の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係**法令**の規定に従うほか、**県**の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

3 **事業者**は、**本件事業**の実施に当たり個人情報を収集するときは、**本契約**の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 **事業者**は、**県**が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

5 **事業者**は、**本件事業**の実施に当たり収集、作成した個人情報を**本件事業**の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

6 **事業者**は、**県**が承諾した場合を除き、**本件事業**の実施に当たり、**県**から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

7 **事業者**は、個人情報の取扱いの状況について**県**が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。

8 前項の調査の結果、**県**は、**事業者**の個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、**事業者**は、**県**の勧告に誠実に従うものとする。

9 **事業者**は、**本件事業**の実施に当たり、**県**から提供を受け、又は自ら収集、作成した個人情報が記録された資料等を、**本契約**が終了した後直ちに**県**に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、**県**が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 **事業者**は、**本件事業**の実施に当たり知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止並びに本人からの開示請求及び苦情への適切な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、個人情報の取扱規程等を作成し、公表するものとする。

11 前項の個人情報の取扱規程等を定める（変更する場合を含む。）に当たっては、**事業者**は**県**と協議するものとする。

12 利用者本人からの開示請求に際して、個人情報の記載された資料等の写しの交付を行うに当たって、当該写し等の交付に要する費用の負担を利用者本人に求める場合にあっては、その旨を第10項の個人情報の取扱規程等に定めなければならない。

(情報公開)

第90条 事業者は、本件事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書であって、事業者が管理しているものの公開については、情報公開規程等を定め、当該情報公開規程等により行うものとする。

2 前項の情報公開規程等を定める（変更する場合を含む。）に当たっては、**事業者**は、**県**と協議

するものとする。

(県民への周知)

第91条 事業者は、自らの名称と連絡先、**県**の所管課名を**センター**内に表示し、又はパンフレット等に明記しなければならない。

第13章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第92条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、契約終了通知及び解約は、書面により行わなければならない。

2 **本契約**の履行に関して**県**と**事業者**の間で用いる計量単位は、**設計図書**に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 **本契約**上の期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

4 **本契約**の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

(準拠法)

第93条 本契約は、日本国の**法令**に準拠するものとし、日本国の**法令**に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第94条 本契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(指定管理者との協定)

第95条 本契約は、**センター条例**第7条第2項に規定する協定とみなす。

附 則

(出資者の誓約)

第1条 事業者の株主又は出資者（匿名組合出資をした者を含む。以下この条において「出資者」という。）による、**事業者**の株式又は出資の全部又は一部の第三者に対する譲渡は、事前に書面により**県**の承諾を得た場合に限り、**事業者**の株式又は出資の全部又は一部を第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分をすることができるものとする。

2 前項の取扱いは、出資者間において**事業者**の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

3 **県**は前2項による承諾を行う場合は、合理的な理由なく、当該承諾を留保又は遅延しないものとする。

4 出資者は、**本契約**の締結に当たり、別紙12に定める様式による出資者誓約書を**県**に対して提出するものとする。

(融資団との協議)

第2条 県は、**本件事業**に関して**事業者**に融資する者（以下この条において「融資団」という。）と協議するものとし、協議においては次の事項を定める。

(1) **県**が**本契約**に関し、**事業者**に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の融資団への事前通知及び協議に関する事項

(2) **事業者**の株式を株主から譲渡させるに際しての事前協議に関する事項

(3) 融資団が**事業者**への融資契約を解除又は**事業者**から担保提供を受けた権利を実行する際の

県への事前協議及び通知に関する事項

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、**県**及び**事業者**の両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

なお、**本契約**の締結日は、平成19年2月神奈川県議会定例会における**本契約**議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

平成18年12月28日

県 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松 沢 成 文

事業者 神奈川県平塚市寺田縄496番地1
株式会社かながわGAパートナーズ
代表取締役 岩 井 雅 彦

別紙 1 計画地位置図（第 1 条関係）
（省 略）

別紙2 本件事業に関する商行為等について（第9条関係）

1 基本的な考え方

事業者は、第二種特定工作物かつ公の施設として適切な範囲内で、利用者の増加や収入の確保についてできるだけ創意工夫を図り、効果的、効率的な整備・運営を行う。

第二種特定工作物として設置する公の施設として適切かどうかの基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 公序良俗や**本件事業**の目的に反しないこと。
- (2) 展示植物や展示物自体を販売しないこと（ただし、展示会期間終了後の展示物の販売は妨げない。）。
- (3) 販売を主目的としないこと。
- (4) 特定の企業のみが独占的に便益を受益する等、特定企業の宣伝行為に該当しないこと。

2 具体例

(1) 事業全般に係る可否の例

- ・ **応募者**の構成員及び協力企業が**本件施設**や**本件施設**に係る広報資料等に企業名を明示することは、**本件事業**の実施主体であることを明示する目的で、「株式会社かながわGAパートナーズ」と併せて**応募者**の構成員及び協力企業の全社名を明示するのであれば可とする。
- ・ **応募者**の構成員及び協力企業が、自社の広報資料等に**本件事業**に参加していることを明示することは可とする。

(2) 整備に係る可否の例

①施設、設備、備品等への企業名の表示

- ・ 設備、**備品等**の寄贈を受けた場合、当該設備、**備品等**に寄贈者（社）名を明示することは可とする。ただし、寄贈は、社会通念上認められる範囲内のもので、**県**の承諾を得たものに限る。

②施設整備に関する創意工夫

- ・ 花き等の展示、農業体験学習など農業振興の目的を阻害しない範囲で、**業務要求水準書**にはない集客に資する施設や設備を**事業者**が独自に設置することは可とするが、当該施設、設備について、**利用料金**以外の料金を徴収することは不可とする。
- ・ ただし、アグリゾーンにおける神奈川県内で栽培されている主要な野菜や花きを展示栽培する温室以外に、観賞温室（観賞を目的に人工的に室内の温度等を管理して植物を栽培し、神奈川県民の観賞に供する施設）を整備することは不可とする（展示のみを行う温度管理のできる展示スペースの設置は可。）。

(3) 維持管理運営に係る可否の例

①利用料金

- ・ **利用料金**は、**センター条例**の上限額の範囲内で**事業者**が設定することとし、減免についても、**事業者**が独自に行うことができる。ただし、事前に**県**の承認を得るものとし、減免に該当する事由は公表するものとする。

（例）・団体割引、年間パスポート、前売割引、他の施設とのタイアップによる割引、季

節料金、一定の日・期間の割引は可

- ・特定の企業や個人を対象とする減免は不可

②実費

- ・園芸教室や農業講座について、**県**が要求する回数の実施については、**県**が定める上限額（園芸教室 2,000 円、農業講座 500 円）の範囲内の実費徴収を可とする。**県**が要求する回数を超える実施については、**事業者**が独自に設定する実費の徴収を可とする（実費額の上限は設けない。）。
- ・実費の範囲は、材料代、資料代等とし、**県**が要求する回数を超えて実施する園芸教室、農業講座については、講師代も含むものとする。
- ・気づき体験事業については、**県**の承諾を得て、**事業者**が独自に設定する材料代等の実費の徴収を可とする。
- ・県民参加事業については、**県**の承諾を得て、通信代等の実費及び入園料金 4 回分相当（年間パスポート等年間 4 回以上利用可能な入園券の料金が 4 回分相当より安い場合は、当該料金）の**事業者**が独自に設定する参加費の徴収を可とする。
- ・リピーターの確保のため、友の会制度を設置し、通信代等の実費を会費として徴収し運営することは、実費で実施する独自事業として可とする。

③企業協賛

- ・各事業の実施について、企業協賛を得た場合、企業協賛事業であることを明示した上で、パンフレット等に企業名を掲載することは可とする。ただし、年間を通して 1 社のみの企業協賛は、特定企業の宣伝行為につながる懸念があることから不可とする。
- ・イベント、園芸教室、農業講座、展示会の名称に企業名を明示するイベント等は、全体の開催総数の 50%未満とする。
- ・植栽の一部を企業協賛エリアとし造園業者等に委ねることは可とする。この場合、企業協賛エリアとは、協賛企業に企画段階から一定の期間委ねる場所をいい、フラワーズの 10%程度までとするとともに、期間は 1 年以内毎とし、年間を通じて企業協賛エリアのすべてを 1 社のみに委ねることは不可とする。

④広告

- ・**センター**の資産（**センター**が発行する印刷物（入園券を含む。）、ホームページ、**本件施設**並びに**備品**及び**消耗品**）を活用して、民間企業等の広告を掲出し、広告収入を得ることは可とする。その場合、業務要求水準書添付資料 21「花と緑のふれあいセンター（仮称）広告掲載の取扱いについて」を遵守すること。
- ・広告掲載料は、**県**の承諾を得て、**事業者**が独自に設定するものとする。

⑤本件施設内での販売行為

- ・イベント、展示会等の事業の一環として、イベントや展示会に参加する団体等が即売を行うことは可とする。
- ・**本件事業**とは関係のない販売行為を行うために**事業者**が**本件施設**の貸出しを行うことは不可とする。ただし、**県**が目的外使用許可を行う場合はある（例：自主管理公園での地元のお祭り等）。
- ・農作物栽培展示事業で生産された農作物は、**事業者**の所有とし、当該農作物を**本件施設**内で販売することも可とする。

⑥売店

- ・ 売店は、第二種特定工作物の付帯施設又は敷地内に建築することに格段の合理性がある建築物として認められる範囲内で営業するものとする。
- ・ 売店の取扱品目は、**本件事業**の目的を踏まえ、公序良俗に反しない範囲で、**事業者**が決定することができる。

ただし、通信販売を行う場合は、神奈川県内産品及び**本件施設**でしか購入できない物品に限る。

⑦レストラン

- ・ レストランは、第二種特定工作物の付帯施設又は敷地内に建築することに格段の合理性がある建築物として認められる範囲内で営業するものとする。
- ・ 繁忙期に、**本件施設**内の屋外で露天営業を行うことは可とする。

⑧仕入れ

- ・ 事業実施に必要な仕入れ先は、**応募者**の構成員及び協力企業からの仕入れを除き、公正な方法により選定するものとする。
- ・ 売店、レストランで取り扱う花き、農産物の仕入れ及び造園事業における種苗の調達については、神奈川県内の農業者、神奈川県内産農産物の活用を検討するものとする。

⑨その他

- ・ 集客を目的にイベント等に様々な工夫をし、企画することは、花き等の展示、農業体験学習など農業振興の目的を阻害しない範囲及び1の基本的な考え方の範囲内で可とする。ただし、他の利用者の利用を妨げる利用は不可とする。

別紙3 設計図書及び竣工図書（第10条、第12条、第15条、第27条、第35条、第48条、第78条、第92条関係）

1 設計図書（設計完了時）

①設計図面等

建築物配置図、平面図、建物立面図、建物断面図、外構図、設備図、基礎伏図、構造図（構造計算書含む）、造成図（必要な縦横断図含む）、植栽図、排水系統図、仮設図、その他詳細図等。

②工事内訳書、数量調書、仕様書、実施工程表等。

※建築工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に従って細部まで作成すること。建築工事数量調書は建築数量積算基準解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に従って積算すること。

③官公庁打合せ記録、地元説明記録等

④その他必要な書類

2 竣工図書（工事完成時）

①竣工図面等

建築物配置図、平面図、建物立面図、建物断面図、外構図、設備図、基礎伏図、構造図（構造計算書含む）、造成図（必要な縦横断図含む）、植栽図、排水系統図、仮設図、その他詳細図等

②出来形工事内訳書、出来形管理書類、工事及び竣工写真、品質管理（試験データ、成績書等）使用材料調書、施工計画書、施工体制台帳、建設副産物関係書類（産業廃棄物管理票等）、官公庁申請書類等の写し。

③官公庁打合せ記録、地元説明記録等

④その他必要な書類

別紙 4 不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担（第 29 条、第 30 条、第 38 条、第 60 条、第 61 条関係）

県及び事業者は、**不可抗力**（第 56 条の場合は除く。）により生じた合理的な増加費用及び損害につき、次の表に従い負担する。

	事業者が生じた合理的な増加費用及び損害	第三者に生じた損害
設計・建設期間中	<p>①引渡しの遅延（運営体制確保の遅れを含む。以下同じ）以外の事由により生じた場合</p> <p>整備費等相当額の 100 分の 1 までは事業者の負担とする。</p> <p>上記の額を超える部分は県の負担とする。（第 30 条第 1 項）（* 1）</p> <p>②引渡しの遅延により生じた場合</p> <p>本件引渡日から 3 箇月以内に生じたものは事業者の負担とする。</p> <p>それ以降にかかる遅延により生じた合理的な範囲のものは県の負担とする。（第 38 条第 3 項）</p>	<p>整備費等相当額の 100 分の 1 までは事業者の負担とする。</p> <p>上記の額を超える部分は県の負担とする。（第 29 条第 2 項）（* 1、* 2）</p>
維持管理・運営期間中	<p>サービスの対価のうちの、各事業年度のア施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当額及びイ保険で補てんされない施設の維持管理・運営費相当額の合計の 100 分の 1 までは事業者の負担とする。</p> <p>上記の額を超える部分は県の負担とする。（第 61 条第 1 項）</p>	<p>サービスの対価のうちの、各事業年度のア施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当額及びイ保険で補てんされない施設の維持管理・運営費相当額の合計の 100 分の 1 までは事業者の負担とする。</p> <p>上記の額を超える部分は県の負担とする。（第 60 条第 2 項）（* 3）</p>

- * 1 数次にわたる**不可抗力**により**事業者**に生じた合理的な増加費用及び損害額又は第三者に生じた損害額が累積した場合には、これらのうち**整備費等**相当額の 100 分の 1 から**事業者**が既に負担した額を差し引いた額までのものを**事業者**がそれぞれ負担するものとし、これを超える部分については**県**が負担するものとする。かかる計算は、**事業者**に生じた合理的な増加費用及び損害並びに第三者に生じた損害のそれぞれにつき行うものとする。
- * 2 **本件工事**の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、**事業者**がその損害を負担しなければならない（第 29 条第 1 項）。
- * 3 **維持管理・運営業務**の履行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、**事業者**がその損害を負担しなければならない（ただし、その損害のうち**県**の責めに帰すべき事由により生じたものについては**県**が負担する。）（第 60 条第 1 項）。

別紙5 法令の変更による合理的な増加費用の負担（第30条、第38条、第61条関係）

法令の変更により生じた合理的な増加費用は、次の①から③のいずれかに該当する場合には**県**が負担するものとし、それ以外の**法令**の変更については**事業者**が負担するものとする。

- ① **本件事業**に直接関係する**法令**の変更
- ② 消費税及び地方消費税に関する**法令**の変更（ただし、施設等整備の割賦代金については、**本件引渡日**までの**法令**の変更に限る。）
- ③ 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する**法令**の変更

ただし、**県**が負担する場合において、1回の**法令**の変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税に関する**法令**の変更により生じる増加費用及び損害は、すべて**事業者**が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙6 目的物引渡書（第35条関係）

目的物引渡書

平成 年 月 日

神奈川県知事

殿

事業者 住所
名称
代表者

事業者は、次の施設を、神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業契約第35条の規定に基づき、次の引渡し年月日付けで引き渡します。

工事名		
工事場所		
施設名称		
引渡し年月日		
立 会 人	神奈川県	
	事業者	

株式会社かながわGAパートナーズ 殿

上記引渡し年月日付けで、上記の施設の引渡しを受けました。

神奈川県知事

別紙 7 事業者の利用料金等の収入について（第 5 3 条関係）

I 利用料金収入

事業者は利用料金を直接収入として収受する。**利用料金**の内容及び改定の方法は、次のとおりである。

1 利用料金の設定

(1) 考え方

センターは地方自治法第 2 4 4 条に定める公の施設とし、**利用料金**については、**事業者**の収入とする。

(2) 利用料金の設定

ア 利用料金の設定対象

利用料金は、次のとおりとする。

(ア) 入園料金

(イ) 駐車場利用料金

(ウ) 会議室利用料金

イ 金額設定及び利用区分

利用料金の額は、**県**が**センター条例**で定める**利用料金**の上限額の範囲内で、**事業者**が**県**の承認を得て定める。

(ア) 入園料金

入園料金の区分及び上限額は、次のとおりとする。

区分	利用料金の上限額
20 歳以上 65 歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）	1 人につき 500 円
学生 高校生 20 歳未満の者（小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。） 65 歳以上の者	同 300 円
小学生及び中学生	同 200 円

※学齢に達しない者は、無料とする。

(イ) 駐車場利用料金

センターを利用する神奈川県民の利便に供するため、駐車場を用意するものであり、駐車場利用料金の区分及び**利用料金**の上限額は、次のとおりとする。

普通自動車	1 回につき 500 円
大型自動車	同 1,500 円

(ウ) 会議室利用料金

利用料金の上限額については、1 時間につき 100 円とする。

ウ 応募者の提案時の利用料金設定

別紙7-2「応募者の提案時の料金設定等」の「1-(1)」のとおり。

エ センター条例による定め及びリスク負担

センター条例に規定する**利用料金**の上限額を**県**が改定する場合は、**県**が**事業者**に対して事前に通知し、**センター条例**の改正等に必要な費用は**県**が負担する。

2 利用料金の改定

(1) センター条例の改正を伴わない利用料金の改定

事業者は、提案した**利用料金**の単価を**センター条例**に規定する上限額の範囲内で改定しようとする場合は、**県**と協議を行い、**県**の承認を得た上で（必要に応じて契約変更・議会の議決の手続きを経て）改定することができる。

ただし、開園後1年1ヶ月間は改定は行わないものとする。

(2) センター条例の改正を伴う利用料金の改定

事業者は、**センター条例**で規定する**利用料金**の上限額の範囲を超える料金設定を行う合理的な必要性があると判断した場合、**県**と協議を行うことができる。

協議により、**県**が**センター条例**の改正を議会に提案し、成立した場合は、新たに規定された料金の上限額の範囲内において、**県**の承認を得た上で（必要に応じて契約変更・議会の議決の手続きを経て）**利用料金**の単価の改定を行うことができる。

3 利用料金の減免

(1) 減免の考え方

利用料金の減免については、**県**の承認を得て**事業者**が減免基準を定め、**事業者**が行う。冬期割引等の季節料金や団体割引、年間パスポートなどの設定は、当該減免の範囲内で実施することができる。なお、**県**の減免に関する考え方については、「入札説明書参考資料3 利用料金の減免について」のとおり。

(2) 応募者の提案時の利用料金の免除及び減額事由

別紙7-2「応募者の提案時の料金設定等」の「1-(2)」及び「3」のとおり。

II その他の収入

1 収入の種類・料金設定の条件

利用料金の他に**事業者**が得る収入には次のものがある。

種類	備考
園芸教室・農業講座事業、気づき体験事業における実費	園芸教室、農業講座事業について、 県 が要求する回数の実施については、 県 が設定する上限額（園芸教室2,000円、農業講座500円）以下で 事業者 が単価を設定。 県 が要求する回数を超える実施については上限を設けない。気づき体験事業については 県 の承諾を得て 事業者 が単価を設定。

種類	備考
県民参加事業における参加費	あらかじめ県の承諾を得て 事業者 が単価を設定。その場合、通信代等の実費及び入園料金4回分相当（年間パスポート等年間4回以上利用可能な入園券の料金が4回分相当より安い場合は当該料金）を上限とする。
独立採算事業	社会通念上妥当な範囲で 事業者 が料金を任意に設定。
協賛金	社会通念上妥当な範囲で、協賛者との合意により 事業者 が設定。
広告掲載料	あらかじめ県の承諾を得て 事業者 が設定。
複写代	あらかじめ県の承諾を得て 事業者 が単価を設定。
公衆電話取扱手数料	電話会社との契約による。
その他	収入しようとする場合は、あらかじめ 県 の承諾を得ること。

2 応募者の提案時の料金設定

別紙7-2「応募者の提案時の料金設定等」の「2」のとおり。

3 料金の改定

事業者は、必要に応じて、**県**の承諾が必要なものについては承諾を得た上で料金を改定することができる。

別紙 7-2 応募者の提案時の料金設定等

1 利用料金

(1) 通常の利用料金

種類	利用区分	金額	単位	備考
入園料金	シニア / (65歳以上)	300	円/人	—
	大人 / (20歳~64歳・大学生を除く)	500	円/人	—
	中人 / 大学生、高校生、20歳未満	300	円/人	—
	小人 / 小学生、中学生	200	円/人	—
	幼児 / 学齢に達しない者	無料		—
駐車場利用料金	普通車	480	円/日	緑化協力基金 20円除く
	大型車	1,500	円/日	緑化協力基金 20円除く
会議室利用料金	—	無料		予約制

(2) 利用料金の減免

種類	減免の考え方	金額	備考
入園料金	3 (利用料金の減免 (案)) (1) (2) に記載の利用料金減免者	免除	—
	神奈川県民の日	100円割引	—
	平塚市制記念日	100円割引	—
	団体割引 (20名以上)	シニア 200円 大人 400円 中人 200円 小人 100円	通常料金の100円引き
	パスポート	年間パスポート 2,000円	通常大人料金の4回分相当
駐車場利用料金	3 (利用料金の減免 (案)) (1) に記載の利用料金減免者	免除	入庫後無料券配布
	年間パスポート購入者特典	免除	入庫後無料券配布
	レストラン、売店において合算で 2,000円以上の買上げ額の利用者	全額割引	入庫後無料券配布
会議室利用料金	—	免除	予約制

2 その他収入

(1) 実費収入

種類	利用区分	金額	単位	備考
気づき体験事業	気づき体験 (親子体験)	500	円/1回1名 (実費収入)	土日開催/ 年100日開催/ 1回30名
園芸教室・農業講座事業	園芸教室 (要求水準)	2,000	円/1回1名 (実費収入)	年15講座/ 1回30名
	農業講座 (要求水準)	500	円/1回1名 (実費収入)	年6講座/ 1回30名
	園芸教室 (自主企画)	3,000	円/1回1名 (実費収入)	年4講座/ 1回30名

	農業講座（自主企画）	3,000	円／1回1名 （実費収入）	年4講座／ 1回30名
県民参加事業	サポーター活動参加費	3,000 （※1）	円／1名 （実費収入）	参加登録／ 年間20名
	県民花壇活動参加費	1,000 （※2）	円／1㎡ （実費収入）	年200㎡ ×2回植え替え
複写代	モノクロ	10	円／枚	
	カラー	50	円／枚	

（※1）内訳は、年間パスポート相当の2,000円と通信費等実費1,000円の合計額

（※2）コンテストガーデンの参加経費（種苗等消耗品）

(2) 協賛金等収入

種類	利用区分	金額	単位	備考
広告収入	ガイドブック内広告／ ホームページ内広告 等	50,000	円／1口（年間）	企業団体対象 年間10社
協賛金収入	施設協賛	50,000	円／1口（年間） （社名アピール）	企業団体対象 年間10社
	イベント協賛	50,000	円／1口（年間） （社名アピール）	企業団体対象 年間10社

3 利用料金の減免（案）

(1) 利用料金の免除

センターは公の施設であることから、福祉的・教育的な見地から、次に掲げる事由については、**利用料金**を免除する。

ア 入園料金及び駐車場利用料金について

- ・ 県内農業生産者の団体が行う研究等を目的とした見学
- ・ 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所又は通所している者及びこれらの引率者の利用
- ・ 社会福祉事業の一環として市町村等が行う事業に係る障害者等及びこれらの引率者の利用
- ・ 教育課程に基づく教育活動としての児童・生徒及びその引率者の利用（ただし、入園料金に限る。）
- ・ 教育課程に基づく教育活動に係る引率者の下見
- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳又は母子福祉手帳の所持者の利用
- ・ 神奈川県職員及びその関係者の**センター**関係業務遂行に係る利用
- ・ 国及び地方公共団体職員とその関係者の類似施設の整備等を目的とした視察
- ・ 県民参加事業のサポート活動、花き愛好者団体展示会及び県民花壇植栽活動に係る利用
- ・ 「農の体験・交流の場」（仮称）との連携活動に係る関係者の利用
- ・ 物品納入業者、工事関係者等の業務遂行のための利用

イ 会議室利用料金について

会議室は、県民の情報交換の場であることから、利用は予約制とし、会議室利用料金は免除する。

(2) その他の減額

前項に定める**利用料金**の免除のほか、次に掲げる事由については**利用料金**を減額する。

ア 入園料金

- (ア) 年間パスポート（大人料金4回分で発行から1年有効）
- (イ) 20名以上の団体割引（各入園料金から100円割引）
- (ウ) 神奈川県民の日特別割引（各入園料金から100円割引）
- (エ) 平塚市制記念日特別割引（各入園料金から100円割引）

イ 駐車場利用料金

- (ア) 年間パスポート購入者の入園時の駐車場利用（免除）
- (イ) レストラン、売店において合算で2,000円以上の買上げ額の利用者（全額割引）
 - (イ)の場合、当該割引に係る減収分については、**利用料金等収入見込額**及び別紙9の分岐線と比較して**県**がリスク負担する**利用料金**収入にあつては、収入があつたものとみなす。
 - また、駐車場利用料金の減免を行うに当たり配布する無料券は、免除と全額割引を区別するものとする。

別紙8 県が事業者を支払うサービスの対価について（第55条関係）

県は、サービスの対価を施設の運営開始後20年1ヶ月間にわたり、初年度1ヶ月分、その後各年度の四半期ごとの80回、合計81回払いで支払う。サービスの対価の内容及び改定の方法は次のとおりである。

1 サービスの対価の算定

(1) サービスの対価の考え方

ア サービス及びサービスの対価の一体不可分性

本件事業はPFI事業であり、実施方針に定める事業範囲に係るすべてのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、県は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として20年1ヶ月間にわたり支払うものとする。

なお、各年度の支払は事業者の費用発生に合わせて支払うことを原則とし、各年度の支払額は提案に基づき本契約に定められた額とする。

イ 事業者の債務（サービスの提供）及び債権（支払請求権）の一体不可分性

本件事業では、事業者の債務（サービスの提供）が一体不可分であるため、県に対する債権（支払請求権）も一体不可分のものとみなす。事業者の会計上の処理については、関連法令に従い処理する。

(2) サービスの対価の改定について

ア 設計・建設期間中

設計・建設期間中の物価リスクは事業者の負担とし、設計・建設期間中に物価が変動しても、これを理由としたサービスの対価の改定は行わない。

なお、設計・建設期間中の施設等整備に係る支払利息の金利リスクについては、基準金利を平成21年7月1日で確定するので、それ以前の基準金利に係るリスクは県の負担とし、それ以外のリスクは事業者の負担とする。

イ 維持管理・運営期間中

維持管理・運営期間中のサービスの対価について、物価リスクは主として県が負うものとし、これを踏まえ、「2 サービスの対価の改定」に示す方法に従いサービスの対価の改定を行う。

(3) サービスの対価の構成

サービスの対価を構成する要素は次のとおり。

区分	実施方針に記載の業務	内容
ア 施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息	①施設等建設費部分等 (7)設計業務 (i)除却・建設業務 (ii)什器・備品等整備業務 (エ)施設及び什器・備品等の県への所有権移転及び割賦販売業務	県の所有となる施設等整備に要する費用。 整備費（測量・除却・設計・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、開業費、公租公課、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等及びこれに係る支払利息。

イ 施設の維持管理・運営費	②維持管理費 注1) ③事業運営費 ④人件費	(ハ)運営業務 (カ)維持管理業務	施設の維持管理・運営に要する費用。ただし、 事業者の提案による利用料金等収入見込額 を差し引いて支払う。
ウ 施設の修繕・更新費	⑤修繕費	(キ)修繕・更新業務	施設の 修繕・更新 に要する費用。

注1) **独立採算事業**は、**事業者**が当該収入により運営するものとする。したがって、②維持管理費のうち、**独立採算事業**で発生する光熱水費、清掃費、環境衛生業務等の費用は、**サービスの対価**の支払対象から除外する。

(4) 支払方法

ア 支払時期

サービスの対価は、ア 施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息、イ 施設の維持管理・運営費、ウ 施設の**修繕・更新費**により構成され、**県は事業者**に20年1ヶ月間で支払う。初年度(平成22年3月分)は、平成22年3月1日から同月31日までを支払対象期間とし、支払予定日は平成22年4月30日(銀行営業日でない場合は翌営業日)とする。以後は、**県**は当該年度の**サービスの対価**を次の年4回に分けて支払うものとし、四半期ごとに**県**によるモニタリング結果を踏まえ支払うものとする。

なお、支払額については、別紙9「サービスの対価から利用料金等収入を差し引いて支払う県の支払額について」のとおり。

	支払対象期間	支払予定日(銀行営業日でない場合は翌営業日)
第1四半期	4月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～3月31日	4月30日

イ 各費用ごとの支払方法

(ア) 施設等整備の割賦代金

施設等整備の元本とこれに係る支払利息(基準金利(東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成21年7月1日のTSR LIBORベース20年物(円-円)金利スワップレートの中値)に**応募者**が提案したスプレッド(1.070%)を上乗せした金利で算出した金額)を運営開始後に割賦で支払う。支払対象期間は**応募者**の提案により平成22年4月から平成42年3月までの20年間の80回払いとする。

(イ) 施設の維持管理・運営費

維持管理・運營業務に要する費用については、運営開始から平成42年3月までの20年1ヶ月間を支払対象期間とし、提案された予定費用と提案された**利用料金等収入見込額**に従い、平成22年3月分については1ヶ月分の予定費用から1ヶ月分の**利用料金等収入見込額**を差し引いて、その後は各年度の四半期ごとに当該年度の予定費用の4分の1から当該年度の**利用料金等収入見込額**の4分の1を差し引いて、81回払いで支払う。

なお、物価変動に基づき、毎年**サービスの対価**の改定を行う。

(ウ) 施設の修繕・更新費

施設の**修繕・更新**に対する**サービスの対価**は、提案された修繕・更新計画の実施時期、提案価格に従い、業務実施の確認を行った後、**事業者**から提出された請求書に基づき、当該確認日の属する支払対象期間に対応する支払日に支払を行う。

なお、提案価格については、物価変動に基づき**サービスの対価**の改定を行う。

2 サービスの対価の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ア **設計・建設期間**中の物価リスクは**事業者**の負担とし、**設計・建設期間**中に物価が変動してもこれを理由とした**サービスの対価**の改定は行わない。

なお、**設計・建設期間**中の施設等整備に係る支払利息の金利リスクについては、基準金利を平成 21 年 7 月 1 日で確定するので、それ以前の基準金利に係るリスクは**県**の負担とし、それ以外のリスクは**事業者**の負担とする。

イ **維持管理・運営期間**中の**サービスの対価**については、物価変動を勘案し、毎年**サービスの対価**の改定を行う。

(2) 具体的な改定方法

ア 対象となるサービス

施設の**維持管理・運營業務**及び**修繕・更新業務**に係る**サービスの対価**について費目ごとに物価変動に係る適正な指標に基づき改定を行う。

イ 改定方法

改定に当たっては、**応募者**の提案による**維持管理・運營業務**に係る予定経費及び**修繕・更新業務**に係る入札額を基準に、毎年度、エに示す各業務ごとの指標の前年度の変動率等を勘案して設定した改定率（以下別紙 8 において「改定率」という。）を乗じ、各年度 4 月 1 日以降の**サービスの対価**に反映させる。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、エに示す各指標が廃止、改廃された場合には、相互の協議を経て、**県**が新たに適切な指標を指定するものとする。

ウ 改定の周期

物価変動に基づく改定は、1 年に 1 回とし、基準日は各前年度の 7 月 1 日とする。ただし、初年度及び平成 22 年度の**サービスの対価**については、改定を行わない。

エ 改定率

		使用する指標	計算方法
施設の維持管理・運営費	①維持管理費	「企業向けサービス価格指数」建物サービス平均。ただし、警備業務については警備（物価指数月報・日銀調査統計局）	改定率①-1
		光熱水費は公共料金の改定に連動	改定率①-2
	②事業運営費	「企業向けサービス価格指数」その他の専門サービス。ただし、保険料については保険（物価指数月報・日銀調査統計局）	改定率①-1
	③人件費	「毎月勤労統計調査」実質賃金指数／産業計現金給与総額（厚生労働省）	改定率③
施設の修繕・更新費	④修繕費	植栽、展示等の更新については、「企業向けサービス価格指数」建物サービス平均（物価指数月報・日銀調査統計局）。建築物及び付帯設備の修繕については、「建設物価指数月報」建築費指数／構造別平均指数／W構造別平均／工事原価／東京（建物物価調査会）。	改定率④-1

(改定率及び計算方法)

<p>改定率①-1 の場合 $AP_t = AP_{pt} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{pt})$</p> <p>改定率①-2 の場合 $BP_t = BP_{pt} \times (改定後基本料金 / 改定前基本料金)$ $+ BP_{pt} \times (改定後従量料金単価 / 改定前従量料金単価)$</p> <p>改定率③の場合 $CP_t = CP_{pt} \times (RWI_{t-1} / RWI_{pt})$</p> <p>改定率④の場合 DP_t (更新) $= DP_{pt} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{pt})$ DP_t (修繕) $= DP_{pt} \times (BCCI_{t-1} / BCCI_{pt})$</p> <hr/> <p>$AP_t, BP_t, CP_t, DP_t$: t年度のA業務、B業務、C業務、D業務のサービスの対価 $AP_{pt}, BP_{pt}, CP_{pt}, DP_{pt}$: 契約時に明記されたA業務、B業務、C業務、D業務のサービスの対価の予定額 RWI : 実質賃金指数 CSPI : 企業向けサービス価格指数 BCCI : 建築費指数</p> <hr/> <p><計算例></p> <p>◇改定率①-1、③の場合</p> <p>H18年度の提案額が100万円、H17年度の指数99、提案年度の指数98の場合</p> <p>H18年度の改定率(H17年度の物価反映) $= H17年度の指数(99) / 提案年度の指数(98) = 1.0102$</p> <p>H18年度のサービスの対価 $= H18年度の提案額(100万円) \times 1.0102 = 1,010,200円$</p> <p>◇改定率①-2の場合</p> <p>H18年度の提案額が200万円(基本料金100万円、従量料金100万円)、改定前の基本料金1千円/kw、従量料金10円/kw、改定後の基本料金1.2千円/kw、従量料金11円/kwの場合</p> <p>H18年度の改定率(基本料金分) $= 改定後の基本料金(1.2千円/kw) / 改定前の基本料金(1千円/kw) = 1.2$</p>
--

$$\begin{aligned} \text{H18年度の改定率（従量料金分）} &= \text{改定後の従量料金（11円/kw）} \div \\ &\quad \text{改定前の従量料金（10円/kw）} = 1.1 \\ \text{H18年度のサービスの対価} &= \text{改定前基本料金（100万円）} \times 1.2 \\ &\quad + \text{改定前従量料金（100万円）} \times 1.1 = 230 \text{万円} \end{aligned}$$

3 サービスの対価の金額及び金額の内訳

(1) 施設等整備の割賦代金

元金 金 2,659,370,968 円

金利 基準金利及びスプレッドの合計

(ア) 基準金利：東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成21年7月1日のTSR LIBORベース20年もの（円-円）金利スワップレートとする。

(イ) スプレッド：1.070%

取引に係る**消費税相当額** 金 132,968,540 円（本件引渡日までに税率が変更された場合は改定される。）

※金利(3.643%)=基準金利(2.573%)+スプレッド(1.070%)を前提とした場合には、**県**は、次の表の施設等整備費の割賦代金相当分及び割賦代金に係る消費税相当分の合計額を支払うことになる。

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 施設等整備費の割賦代金相当分			割賦代金に係る 消費税相当額 A3	県の支払額 (A1+A2+A3)
			うち元本相当 A1	うち利息相当 A2			
1	平成22年度	第1四半期	46,954,634	22,734,413	24,220,221	1,136,721	48,091,355
2	平成22年度	第2四半期	46,954,633	22,941,466	24,013,167	1,147,073	48,101,706
3	平成22年度	第3四半期	46,954,634	23,150,406	23,804,228	1,157,520	48,112,154
4	平成22年度	第4四半期	46,954,634	23,361,248	23,593,386	1,168,062	48,122,696
5	平成23年度	第1四半期	46,954,634	23,574,011	23,380,623	1,178,700	48,133,334
6	平成23年度	第2四半期	46,954,634	23,788,711	23,165,923	1,189,436	48,144,070
7	平成23年度	第3四半期	46,954,634	24,005,367	22,949,267	1,200,268	48,154,902
8	平成23年度	第4四半期	46,954,633	24,223,995	22,730,638	1,211,200	48,165,833
9	平成24年度	第1四半期	46,954,633	24,444,615	22,510,018	1,222,231	48,176,864
10	平成24年度	第2四半期	46,954,634	24,667,245	22,287,389	1,233,362	48,187,996
11	平成24年度	第3四半期	46,954,634	24,891,902	22,062,732	1,244,595	48,199,229
12	平成24年度	第4四半期	46,954,634	25,118,605	21,836,029	1,255,930	48,210,564
13	平成25年度	第1四半期	46,954,634	25,347,373	21,607,261	1,267,368	48,222,002
14	平成25年度	第2四半期	46,954,634	25,578,224	21,376,410	1,278,911	48,233,545
15	平成25年度	第3四半期	46,954,633	25,811,177	21,143,456	1,290,559	48,245,192
16	平成25年度	第4四半期	46,954,634	26,046,253	20,908,381	1,302,313	48,256,947
17	平成26年度	第1四半期	46,954,634	26,283,469	20,671,165	1,314,173	48,268,807

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 施設等整備費の割賦代金相当分		割賦代金に係る 消費税相当額 A3	県の支払額 (A1+A2+A3)	
			うち元本相当 A1	うち利息相当 A2			
18	平成26年度	第2四半期	46,954,634	26,522,846	20,431,788	1,326,142	48,280,776
19	平成26年度	第3四半期	46,954,633	26,764,402	20,190,231	1,338,220	48,292,853
20	平成26年度	第4四半期	46,954,634	27,008,159	19,946,475	1,350,408	48,305,042
21	平成27年度	第1四半期	46,954,634	27,254,136	19,700,498	1,362,706	48,317,340
22	平成27年度	第2四半期	46,954,634	27,502,353	19,452,281	1,375,117	48,329,751
23	平成27年度	第3四半期	46,954,634	27,752,831	19,201,803	1,387,642	48,342,276
24	平成27年度	第4四半期	46,954,633	28,005,590	18,949,043	1,400,280	48,354,913
25	平成28年度	第1四半期	46,954,634	28,260,651	18,693,983	1,413,032	48,367,666
26	平成28年度	第2四半期	46,954,634	28,518,035	18,436,599	1,425,902	48,380,536
27	平成28年度	第3四半期	46,954,633	28,777,762	18,176,871	1,438,888	48,393,521
28	平成28年度	第4四半期	46,954,634	29,039,856	17,914,778	1,451,993	48,406,627
29	平成29年度	第1四半期	46,954,634	29,304,337	17,650,297	1,465,217	48,419,851
30	平成29年度	第2四半期	46,954,634	29,571,226	17,383,408	1,478,561	48,433,195
31	平成29年度	第3四半期	46,954,634	29,840,545	17,114,089	1,492,027	48,446,661
32	平成29年度	第4四半期	46,954,633	30,112,318	16,842,315	1,505,616	48,460,249
33	平成30年度	第1四半期	46,954,634	30,386,566	16,568,068	1,519,328	48,473,962
34	平成30年度	第2四半期	46,954,634	30,663,312	16,291,322	1,533,166	48,487,800
35	平成30年度	第3四半期	46,954,634	30,942,578	16,012,056	1,547,129	48,501,763
36	平成30年度	第4四半期	46,954,633	31,224,388	15,730,245	1,561,219	48,515,852
37	平成31年度	第1四半期	46,954,634	31,508,764	15,445,870	1,575,438	48,530,072
38	平成31年度	第2四半期	46,954,634	31,795,730	15,158,904	1,589,787	48,544,421
39	平成31年度	第3四半期	46,954,633	32,085,309	14,869,324	1,604,265	48,558,898
40	平成31年度	第4四半期	46,954,634	32,377,526	14,577,108	1,618,876	48,573,510
41	平成32年度	第1四半期	46,954,634	32,672,405	14,282,229	1,633,620	48,588,254
42	平成32年度	第2四半期	46,954,634	32,969,969	13,984,665	1,648,498	48,603,132
43	平成32年度	第3四半期	46,954,633	33,270,242	13,684,391	1,663,512	48,618,145
44	平成32年度	第4四半期	46,954,634	33,573,251	13,381,383	1,678,663	48,633,297
45	平成33年度	第1四半期	46,954,634	33,879,020	13,075,614	1,693,951	48,648,585
46	平成33年度	第2四半期	46,954,634	34,187,573	12,767,061	1,709,378	48,664,012
47	平成33年度	第3四半期	46,954,634	34,498,936	12,455,698	1,724,947	48,679,581
48	平成33年度	第4四半期	46,954,633	34,813,135	12,141,498	1,740,657	48,695,290
49	平成34年度	第1四半期	46,954,634	35,130,196	11,824,438	1,756,510	48,711,144
50	平成34年度	第2四半期	46,954,634	35,450,144	11,504,490	1,772,507	48,727,141
51	平成34年度	第3四半期	46,954,634	35,773,006	11,181,628	1,788,650	48,743,284
52	平成34年度	第4四半期	46,954,633	36,098,809	10,855,824	1,804,940	48,759,573
53	平成35年度	第1四半期	46,954,634	36,427,579	10,527,055	1,821,379	48,776,013

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 施設等整備費の割賦代金相当分		割賦代金に係る 消費税相当額 A3	県の支払額 (A1+A2+A3)	
			うち元本相当 A1	うち利息相当 A2			
54	平成 35 年度	第 2 四半期	46,954,634	36,759,343	10,195,291	1,837,967	48,792,601
55	平成 35 年度	第 3 四半期	46,954,634	37,094,129	9,860,505	1,854,706	48,809,340
56	平成 35 年度	第 4 四半期	46,954,633	37,431,963	9,522,670	1,871,598	48,826,231
57	平成 36 年度	第 1 四半期	46,954,634	37,772,875	9,181,759	1,888,643	48,843,277
58	平成 36 年度	第 2 四半期	46,954,634	38,116,892	8,837,742	1,905,845	48,860,479
59	平成 36 年度	第 3 四半期	46,954,634	38,464,041	8,490,593	1,923,202	48,877,836
60	平成 36 年度	第 4 四半期	46,954,633	38,814,352	8,140,281	1,940,718	48,895,351
61	平成 37 年度	第 1 四半期	46,954,634	39,167,854	7,786,780	1,958,392	48,913,026
62	平成 37 年度	第 2 四半期	46,954,634	39,524,576	7,430,058	1,976,229	48,930,863
63	平成 37 年度	第 3 四半期	46,954,633	39,884,545	7,070,088	1,994,227	48,948,860
64	平成 37 年度	第 4 四半期	46,954,634	40,247,794	6,706,840	2,012,390	48,967,024
65	平成 38 年度	第 1 四半期	46,954,634	40,614,351	6,340,283	2,030,717	48,985,351
66	平成 38 年度	第 2 四半期	46,954,634	40,984,246	5,970,388	2,049,212	49,003,846
67	平成 38 年度	第 3 四半期	46,954,634	41,357,510	5,597,124	2,067,876	49,022,510
68	平成 38 年度	第 4 四半期	46,954,633	41,734,173	5,220,460	2,086,709	49,041,342
69	平成 39 年度	第 1 四半期	46,954,634	42,114,268	4,840,366	2,105,713	49,060,347
70	平成 39 年度	第 2 四半期	46,954,634	42,497,823	4,456,811	2,124,891	49,079,525
71	平成 39 年度	第 3 四半期	46,954,634	42,884,872	4,069,762	2,144,244	49,098,878
72	平成 39 年度	第 4 四半期	46,954,633	43,275,446	3,679,187	2,163,772	49,118,405
73	平成 40 年度	第 1 四半期	46,954,634	43,669,577	3,285,057	2,183,478	49,138,112
74	平成 40 年度	第 2 四半期	46,954,634	44,067,298	2,887,336	2,203,365	49,157,999
75	平成 40 年度	第 3 四半期	46,954,634	44,468,641	2,485,993	2,223,432	49,178,066
76	平成 40 年度	第 4 四半期	46,954,633	44,873,639	2,080,994	2,243,682	49,198,315
77	平成 41 年度	第 1 四半期	46,954,633	45,282,325	1,672,308	2,264,116	49,218,749
78	平成 41 年度	第 2 四半期	46,954,634	45,694,734	1,259,900	2,284,736	49,239,370
79	平成 41 年度	第 3 四半期	46,954,634	46,110,899	843,735	2,305,545	49,260,179
80	平成 41 年度	第 4 四半期	46,954,616	46,530,837	423,779	2,326,542	49,281,158
合計			3,756,370,682	2,659,370,968	1,096,999,714	132,968,540	3,889,339,222

(2) 施設の維持管理・運営費

次の表の維持管理・運営費（平成 23 年度以後の各年度については、2エの改定率を乗じて得られる額。消費税相当額を含む。税率が変更された場合は改定される。）から**利用料金等収入見込額**（消費税相当額を含む。税率が変更された場合は、変更に対応した**センター条例**の**利用料金**の上限額の改正及びその他の収入に係る上限額の変更が完了した時点で改定される。）を差し引いた額（**県の支払額**）を支払うものとする。

支払回数	年度	四半期	維持管理・運営費（消費税相当額込み） B1	利用料金等収入見込額（消費税相当額込み） B2	内訳		県の支払額（消費税相当額込み） (B1-B2)	（うち県の支払額に係る消費税相当額）
					利用料金収入見込額	その他収入見込額		
1	平成21年度	第4四半期	19,558,177	16,473,788	14,770,700	1,703,088	3,084,389	146,876
2	平成22年度	第1四半期	59,517,402	44,365,744	39,497,030	4,868,714	15,151,658	721,508
3	平成22年度	第2四半期	59,517,402	44,365,744	39,497,030	4,868,714	15,151,658	721,508
4	平成22年度	第3四半期	59,517,402	44,365,743	39,497,030	4,868,713	15,151,659	721,507
5	平成22年度	第4四半期	59,517,402	44,365,743	39,497,030	4,868,713	15,151,659	721,507
6	平成23年度	第1四半期	59,517,402	44,185,626	39,320,870	4,864,756	15,331,776	730,085
7	平成23年度	第2四半期	59,517,402	44,185,626	39,320,870	4,864,756	15,331,776	730,085
8	平成23年度	第3四半期	59,517,402	44,185,626	39,320,870	4,864,756	15,331,776	730,084
9	平成23年度	第4四半期	59,517,402	44,185,626	39,320,870	4,864,756	15,331,776	730,084
10	平成24年度	第1四半期	59,517,402	44,042,801	39,181,135	4,861,666	15,474,601	736,886
11	平成24年度	第2四半期	59,517,402	44,042,801	39,181,135	4,861,666	15,474,601	736,886
12	平成24年度	第3四半期	59,517,402	44,042,801	39,181,135	4,861,666	15,474,601	736,886
13	平成24年度	第4四半期	59,517,402	44,042,802	39,181,135	4,861,667	15,474,600	736,885
14	平成25年度	第1四半期	59,517,402	43,906,124	39,047,725	4,858,399	15,611,278	743,394
15	平成25年度	第2四半期	59,517,402	43,906,124	39,047,725	4,858,399	15,611,278	743,394
16	平成25年度	第3四半期	59,517,402	43,906,124	39,047,725	4,858,399	15,611,278	743,394
17	平成25年度	第4四半期	59,517,402	43,906,124	39,047,725	4,858,399	15,611,278	743,394
18	平成26年度	第1四半期	59,517,402	43,773,001	38,917,485	4,855,516	15,744,401	749,733
19	平成26年度	第2四半期	59,517,402	43,773,001	38,917,485	4,855,516	15,744,401	749,733
20	平成26年度	第3四半期	59,517,402	43,773,000	38,917,485	4,855,515	15,744,402	749,733
21	平成26年度	第4四半期	59,517,402	43,773,000	38,917,485	4,855,515	15,744,402	749,734
22	平成27年度	第1四半期	59,517,402	43,636,687	38,784,145	4,852,542	15,880,715	756,225
23	平成27年度	第2四半期	59,517,402	43,636,687	38,784,145	4,852,542	15,880,715	756,225
24	平成27年度	第3四半期	59,517,402	43,636,686	38,784,145	4,852,541	15,880,716	756,224
25	平成27年度	第4四半期	59,517,402	43,636,686	38,784,145	4,852,541	15,880,716	756,224
26	平成28年度	第1四半期	59,517,402	43,412,598	38,565,885	4,846,713	16,104,804	766,895
27	平成28年度	第2四半期	59,517,402	43,412,598	38,565,885	4,846,713	16,104,804	766,895
28	平成28年度	第3四半期	59,517,402	43,412,598	38,565,885	4,846,713	16,104,804	766,895
29	平成28年度	第4四半期	59,517,402	43,412,599	38,565,885	4,846,714	16,104,803	766,896
30	平成29年度	第1四半期	59,517,402	43,223,160	38,381,905	4,841,255	16,294,242	775,916
31	平成29年度	第2四半期	59,517,402	43,223,160	38,381,905	4,841,255	16,294,242	775,916
32	平成29年度	第3四半期	59,517,402	43,223,159	38,381,905	4,841,254	16,294,243	775,916
33	平成29年度	第4四半期	59,517,402	43,223,159	38,381,905	4,841,254	16,294,243	775,917
34	平成30年度	第1四半期	59,517,402	43,037,352	38,201,375	4,835,977	16,480,050	784,764

支払回数	年度	四半期	維持管理・運営費（消費税相当額込み） B1	利用料金等収入見込額（消費税相当額込み） B2	内訳		県の支払額（消費税相当額込み） (B1-B2)	（うち県の支払額に係る消費税相当額）
					利用料金収入見込額	その他収入見込額		
35	平成30年度	第2四半期	59,517,402	43,037,352	38,201,375	4,835,977	16,480,050	784,764
36	平成30年度	第3四半期	59,517,402	43,037,352	38,201,375	4,835,977	16,480,050	784,764
37	平成30年度	第4四半期	59,517,402	43,037,352	38,201,375	4,835,977	16,480,050	784,765
38	平成31年度	第1四半期	59,517,402	42,860,072	38,027,370	4,832,702	16,657,330	793,206
39	平成31年度	第2四半期	59,517,402	42,860,072	38,027,370	4,832,702	16,657,330	793,206
40	平成31年度	第3四半期	59,517,402	42,860,072	38,027,370	4,832,702	16,657,330	793,206
41	平成31年度	第4四半期	59,517,402	42,860,073	38,027,370	4,832,703	16,657,329	793,206
42	平成32年度	第1四半期	59,517,402	42,671,990	37,847,105	4,824,885	16,845,412	802,162
43	平成32年度	第2四半期	59,517,402	42,671,990	37,847,105	4,824,885	16,845,412	802,162
44	平成32年度	第3四半期	59,517,402	42,671,990	37,847,105	4,824,885	16,845,412	802,162
45	平成32年度	第4四半期	59,517,402	42,671,991	37,847,105	4,824,886	16,845,411	802,163
46	平成33年度	第1四半期	59,517,402	42,487,230	37,667,325	4,819,905	17,030,172	810,961
47	平成33年度	第2四半期	59,517,402	42,487,230	37,667,325	4,819,905	17,030,172	810,961
48	平成33年度	第3四半期	59,517,402	42,487,230	37,667,325	4,819,905	17,030,172	810,960
49	平成33年度	第4四半期	59,517,402	42,487,229	37,667,325	4,819,904	17,030,173	810,960
50	平成34年度	第1四半期	59,517,402	42,311,325	37,496,515	4,814,810	17,206,077	819,337
51	平成34年度	第2四半期	59,517,402	42,311,325	37,496,515	4,814,810	17,206,077	819,337
52	平成34年度	第3四半期	59,517,402	42,311,324	37,496,515	4,814,809	17,206,078	819,337
53	平成34年度	第4四半期	59,517,402	42,311,324	37,496,515	4,814,809	17,206,078	819,337
54	平成35年度	第1四半期	59,517,402	42,136,510	37,326,525	4,809,985	17,380,892	827,662
55	平成35年度	第2四半期	59,517,402	42,136,510	37,326,525	4,809,985	17,380,892	827,662
56	平成35年度	第3四半期	59,517,402	42,136,510	37,326,525	4,809,985	17,380,892	827,661
57	平成35年度	第4四半期	59,517,402	42,136,509	37,326,525	4,809,984	17,380,893	827,661
58	平成36年度	第1四半期	59,517,402	41,965,871	37,160,835	4,805,036	17,551,531	835,787
59	平成36年度	第2四半期	59,517,402	41,965,871	37,160,835	4,805,036	17,551,531	835,787
60	平成36年度	第3四半期	59,517,402	41,965,870	37,160,835	4,805,035	17,551,532	835,787
61	平成36年度	第4四半期	59,517,402	41,965,870	37,160,835	4,805,035	17,551,532	835,787
62	平成37年度	第1四半期	59,517,402	41,526,982	36,732,530	4,794,452	17,990,420	856,687
63	平成37年度	第2四半期	59,517,402	41,526,982	36,732,530	4,794,452	17,990,420	856,687
64	平成37年度	第3四半期	59,517,402	41,526,982	36,732,530	4,794,452	17,990,420	856,686
65	平成37年度	第4四半期	59,517,402	41,526,982	36,732,530	4,794,452	17,990,420	856,686
66	平成38年度	第1四半期	59,517,402	41,329,936	36,540,255	4,789,681	18,187,466	866,070
67	平成38年度	第2四半期	59,517,402	41,329,936	36,540,255	4,789,681	18,187,466	866,070
68	平成38年度	第3四半期	59,517,402	41,329,936	36,540,255	4,789,681	18,187,466	866,070
69	平成38年度	第4四半期	59,517,402	41,329,936	36,540,255	4,789,681	18,187,466	866,069
70	平成39年度	第1四半期	59,517,402	41,054,360	36,270,280	4,784,080	18,463,042	879,192

支払回数	年度	四半期	維持管理・運営費（消費税相当額込み） B1	利用料金等収入見込額（消費税相当額込み） B2	内訳		県の支払額（消費税相当額込み） (B1-B2)	（うち県の支払額に係る消費税相当額）
					利用料金収入見込額	その他収入見込額		
71	平成 39 年度	第 2 四半期	59,517,402	41,054,360	36,270,280	4,784,080	18,463,042	879,192
72	平成 39 年度	第 3 四半期	59,517,402	41,054,360	36,270,280	4,784,080	18,463,042	879,192
73	平成 39 年度	第 4 四半期	59,517,402	41,054,360	36,270,280	4,784,080	18,463,042	879,193
74	平成 40 年度	第 1 四半期	59,517,402	40,777,726	36,000,395	4,777,331	18,739,676	892,366
75	平成 40 年度	第 2 四半期	59,517,402	40,777,726	36,000,395	4,777,331	18,739,676	892,366
76	平成 40 年度	第 3 四半期	59,517,402	40,777,725	36,000,395	4,777,330	18,739,677	892,365
77	平成 40 年度	第 4 四半期	59,517,402	40,777,725	36,000,395	4,777,330	18,739,677	892,365
78	平成 41 年度	第 1 四半期	59,517,402	40,508,455	35,737,710	4,770,745	19,008,947	905,188
79	平成 41 年度	第 2 四半期	59,517,402	40,508,455	35,737,710	4,770,745	19,008,947	905,188
80	平成 41 年度	第 3 四半期	59,517,402	40,508,455	35,737,710	4,770,745	19,008,947	905,187
81	平成 41 年度	第 4 四半期	59,517,402	40,508,454	35,737,710	4,770,744	19,008,948	905,187
合計			4,780,950,337	3,429,327,975	3,041,588,300	387,739,675	1,351,622,362	64,362,960

<参考>

支払回数	年度	四半期	（サービスの対価） 維持管理・運営費（消費税相当額を除く。）	利用料金等収入見込額（消費税相当額を除く。）	内訳	
					利用料金収入見込額	その他収入見込額
1	平成 21 年度	第 4 四半期	18,626,835	15,689,321	14,067,333	1,621,988
2	平成 22 年度	第 1 四半期	56,683,240	42,253,089	37,616,219	4,636,870
3	平成 22 年度	第 2 四半期	56,683,240	42,253,089	37,616,219	4,636,870
4	平成 22 年度	第 3 四半期	56,683,240	42,253,089	37,616,219	4,636,870
5	平成 22 年度	第 4 四半期	56,683,240	42,253,089	37,616,219	4,636,870
6	平成 23 年度	第 1 四半期	56,683,240	42,081,549	37,448,448	4,633,101
7	平成 23 年度	第 2 四半期	56,683,240	42,081,549	37,448,448	4,633,101
8	平成 23 年度	第 3 四半期	56,683,240	42,081,548	37,448,448	4,633,100
9	平成 23 年度	第 4 四半期	56,683,240	42,081,548	37,448,448	4,633,100
10	平成 24 年度	第 1 四半期	56,683,240	41,945,525	37,315,367	4,630,158
11	平成 24 年度	第 2 四半期	56,683,240	41,945,525	37,315,367	4,630,158
12	平成 24 年度	第 3 四半期	56,683,240	41,945,525	37,315,367	4,630,158
13	平成 24 年度	第 4 四半期	56,683,240	41,945,525	37,315,367	4,630,158
14	平成 25 年度	第 1 四半期	56,683,240	41,815,356	37,188,310	4,627,046
15	平成 25 年度	第 2 四半期	56,683,240	41,815,356	37,188,310	4,627,046
16	平成 25 年度	第 3 四半期	56,683,240	41,815,356	37,188,310	4,627,046
17	平成 25 年度	第 4 四半期	56,683,240	41,815,356	37,188,310	4,627,046
18	平成 26 年度	第 1 四半期	56,683,240	41,688,571	37,064,271	4,624,300
19	平成 26 年度	第 2 四半期	56,683,240	41,688,572	37,064,271	4,624,301

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 維持管理・運営費(消費税相当額を除く。)	利用料金等収入見込額(消費税相当額を除く。)	内訳	
					利用料金収入見込額	その他収入見込額
20	平成26年度	第3四半期	56,683,240	41,688,572	37,064,271	4,624,301
21	平成26年度	第4四半期	56,683,240	41,688,572	37,064,271	4,624,301
22	平成27年度	第1四半期	56,683,240	41,558,749	36,937,281	4,621,468
23	平成27年度	第2四半期	56,683,240	41,558,749	36,937,281	4,621,468
24	平成27年度	第3四半期	56,683,240	41,558,749	36,937,281	4,621,468
25	平成27年度	第4四半期	56,683,240	41,558,749	36,937,281	4,621,468
26	平成28年度	第1四半期	56,683,240	41,345,331	36,729,414	4,615,917
27	平成28年度	第2四半期	56,683,240	41,345,331	36,729,414	4,615,917
28	平成28年度	第3四半期	56,683,240	41,345,332	36,729,414	4,615,918
29	平成28年度	第4四半期	56,683,240	41,345,332	36,729,414	4,615,918
30	平成29年度	第1四半期	56,683,240	41,164,914	36,554,195	4,610,719
31	平成29年度	第2四半期	56,683,240	41,164,914	36,554,195	4,610,719
32	平成29年度	第3四半期	56,683,240	41,164,914	36,554,195	4,610,719
33	平成29年度	第4四半期	56,683,240	41,164,913	36,554,195	4,610,718
34	平成30年度	第1四半期	56,683,240	40,987,954	36,382,262	4,605,692
35	平成30年度	第2四半期	56,683,240	40,987,954	36,382,262	4,605,692
36	平成30年度	第3四半期	56,683,240	40,987,954	36,382,262	4,605,692
37	平成30年度	第4四半期	56,683,240	40,987,955	36,382,262	4,605,693
38	平成31年度	第1四半期	56,683,240	40,819,117	36,216,543	4,602,574
39	平成31年度	第2四半期	56,683,240	40,819,116	36,216,543	4,602,573
40	平成31年度	第3四半期	56,683,240	40,819,116	36,216,543	4,602,573
41	平成31年度	第4四半期	56,683,240	40,819,116	36,216,543	4,602,573
42	平成32年度	第1四半期	56,683,240	40,639,991	36,044,862	4,595,129
43	平成32年度	第2四半期	56,683,240	40,639,991	36,044,862	4,595,129
44	平成32年度	第3四半期	56,683,240	40,639,990	36,044,862	4,595,128
45	平成32年度	第4四半期	56,683,240	40,639,990	36,044,862	4,595,128
46	平成33年度	第1四半期	56,683,240	40,464,028	35,873,643	4,590,385
47	平成33年度	第2四半期	56,683,240	40,464,028	35,873,643	4,590,385
48	平成33年度	第3四半期	56,683,240	40,464,028	35,873,643	4,590,385
49	平成33年度	第4四半期	56,683,240	40,464,029	35,873,643	4,590,386
50	平成34年度	第1四半期	56,683,240	40,296,500	35,710,967	4,585,533
51	平成34年度	第2四半期	56,683,240	40,296,500	35,710,967	4,585,533
52	平成34年度	第3四半期	56,683,240	40,296,499	35,710,967	4,585,532
53	平成34年度	第4四半期	56,683,240	40,296,499	35,710,967	4,585,532
54	平成35年度	第1四半期	56,683,240	40,130,009	35,549,071	4,580,938
55	平成35年度	第2四半期	56,683,240	40,130,009	35,549,071	4,580,938

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 維持管理・運営費(消費税相当額を除く。)	利用料金等収入見込額(消費税相当額を除く。)	内訳	
					利用料金収入見込額	その他収入見込額
56	平成 35 年度	第 3 四半期	56,683,240	40,130,009	35,549,071	4,580,938
57	平成 35 年度	第 4 四半期	56,683,240	40,130,010	35,549,071	4,580,939
58	平成 36 年度	第 1 四半期	56,683,240	39,967,495	35,391,271	4,576,224
59	平成 36 年度	第 2 四半期	56,683,240	39,967,495	35,391,271	4,576,224
60	平成 36 年度	第 3 四半期	56,683,240	39,967,496	35,391,271	4,576,225
61	平成 36 年度	第 4 四半期	56,683,240	39,967,496	35,391,271	4,576,225
62	平成 37 年度	第 1 四半期	56,683,240	39,549,507	34,983,362	4,566,145
63	平成 37 年度	第 2 四半期	56,683,240	39,549,507	34,983,362	4,566,145
64	平成 37 年度	第 3 四半期	56,683,240	39,549,506	34,983,362	4,566,144
65	平成 37 年度	第 4 四半期	56,683,240	39,549,506	34,983,362	4,566,144
66	平成 38 年度	第 1 四半期	56,683,240	39,361,844	34,800,243	4,561,601
67	平成 38 年度	第 2 四半期	56,683,240	39,361,844	34,800,243	4,561,601
68	平成 38 年度	第 3 四半期	56,683,240	39,361,844	34,800,243	4,561,601
69	平成 38 年度	第 4 四半期	56,683,240	39,361,843	34,800,243	4,561,600
70	平成 39 年度	第 1 四半期	56,683,240	39,099,391	34,543,124	4,556,267
71	平成 39 年度	第 2 四半期	56,683,240	39,099,390	34,543,124	4,556,266
72	平成 39 年度	第 3 四半期	56,683,240	39,099,390	34,543,124	4,556,266
73	平成 39 年度	第 4 四半期	56,683,240	39,099,390	34,543,124	4,556,266
74	平成 40 年度	第 1 四半期	56,683,240	38,835,929	34,286,090	4,549,839
75	平成 40 年度	第 2 四半期	56,683,240	38,835,929	34,286,090	4,549,839
76	平成 40 年度	第 3 四半期	56,683,240	38,835,929	34,286,090	4,549,839
77	平成 40 年度	第 4 四半期	56,683,240	38,835,929	34,286,090	4,549,839
78	平成 41 年度	第 1 四半期	56,683,240	38,579,480	34,035,914	4,543,566
79	平成 41 年度	第 2 四半期	56,683,240	38,579,480	34,035,914	4,543,566
80	平成 41 年度	第 3 四半期	56,683,240	38,579,481	34,035,914	4,543,567
81	平成 41 年度	第 4 四半期	56,683,240	38,579,481	34,035,914	4,543,567
合計			4,553,286,035	3,266,026,633	2,896,750,761	369,275,872

(3) 修繕・更新費

次の表の修繕費(消費税相当額を除く。)及び更新費(消費税相当額を除く。)の額(平成23年度以後の各年度については、2エの改定率を乗じて得られる額)並びに消費税相当額(税率が変更された場合は改定される。)の合計額を支払うものとする。

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 修繕費(消費税相当額を除く。) C1	(サービスの対価) 更新費(消費税相当額を除く。) C2	修繕・更新費に係る消費税相当額 C3	県の支払額 (C1+C2+C3)
1	平成 21 年度	第 4 四半期	0	0	0	0
2	平成 22 年度	第 1 四半期	0	0	0	0

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 修繕費(消費税相当 額を除く。) C1	(サービスの対価) 更新費(消費税相当 額を除く。) C2	修繕・更新費に係 る消費税相当額 C3	県の支払額 (C1+C2+C3)
3	平成 22 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
4	平成 22 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
5	平成 22 年度	第 4 四半期	240,000	0	12,000	252,000
6	平成 23 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
7	平成 23 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
8	平成 23 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
9	平成 23 年度	第 4 四半期	250,000	0	12,500	262,500
10	平成 24 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
11	平成 24 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
12	平成 24 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
13	平成 24 年度	第 4 四半期	1,775,000	3,200,000	248,750	5,223,750
14	平成 25 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
15	平成 25 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
16	平成 25 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
17	平成 25 年度	第 4 四半期	1,070,000	0	53,500	1,123,500
18	平成 26 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
19	平成 26 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
20	平成 26 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
21	平成 26 年度	第 4 四半期	2,720,000	19,120,000	1,092,000	22,932,000
22	平成 27 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
23	平成 27 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
24	平成 27 年度	第 3 四半期				0
25	平成 27 年度	第 4 四半期	2,775,000	3,200,000	298,750	6,273,750
26	平成 28 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
27	平成 28 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
28	平成 28 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
29	平成 28 年度	第 4 四半期	2,160,000	0	108,000	2,268,000
30	平成 29 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
31	平成 29 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
32	平成 29 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
33	平成 29 年度	第 4 四半期	11,940,000	0	597,000	12,537,000
34	平成 30 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
35	平成 30 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
36	平成 30 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
37	平成 30 年度	第 4 四半期	1,775,000	23,700,000	1,273,750	26,748,750
38	平成 31 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
39	平成 31 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
40	平成 31 年度	第 3 四半期	33,000,000	0	1,650,000	34,650,000
41	平成 31 年度	第 4 四半期	27,650,000	46,350,000	3,700,000	77,700,000
42	平成 32 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
43	平成 32 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
44	平成 32 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
45	平成 32 年度	第 4 四半期	0	0	0	0
46	平成 33 年度	第 1 四半期	0	0	0	0
47	平成 33 年度	第 2 四半期	0	0	0	0
48	平成 33 年度	第 3 四半期	0	0	0	0
49	平成 33 年度	第 4 四半期	6,400,000	3,200,000	480,000	10,080,000

支払回数	年度	四半期	(サービスの対価) 修繕費(消費税相当額を除く。) C1	(サービスの対価) 更新費(消費税相当額を除く。) C2	修繕・更新費に係る消費税相当額 C3	県の支払額 (C1+C2+C3)
50	平成34年度	第1四半期	0	0	0	0
51	平成34年度	第2四半期	0	0	0	0
52	平成34年度	第3四半期	0	0	0	0
53	平成34年度	第4四半期	0	0	0	0
54	平成35年度	第1四半期	0	0	0	0
55	平成35年度	第2四半期	0	0	0	0
56	平成35年度	第3四半期	0	0	0	0
57	平成35年度	第4四半期	4,160,000	0	208,000	4,368,000
58	平成36年度	第1四半期	0	0	0	0
59	平成36年度	第2四半期	0	0	0	0
60	平成36年度	第3四半期	0	0	0	0
61	平成36年度	第4四半期	17,890,000	53,320,000	3,560,500	74,770,500
62	平成37年度	第1四半期	0	0	0	0
63	平成37年度	第2四半期	0	0	0	0
64	平成37年度	第3四半期	0	0	0	0
65	平成37年度	第4四半期	800,000	0	40,000	840,000
66	平成38年度	第1四半期	0	0	0	0
67	平成38年度	第2四半期	0	0	0	0
68	平成38年度	第3四半期	0	0	0	0
69	平成38年度	第4四半期	0	0	0	0
70	平成39年度	第1四半期	0	0	0	0
71	平成39年度	第2四半期	0	0	0	0
72	平成39年度	第3四半期	0	0	0	0
73	平成39年度	第4四半期	1,775,000	3,200,000	248,750	5,223,750
74	平成40年度	第1四半期	0	0	0	0
75	平成40年度	第2四半期	0	0	0	0
76	平成40年度	第3四半期	0	0	0	0
77	平成40年度	第4四半期	0	0	0	0
78	平成41年度	第1四半期	0	0	0	0
79	平成41年度	第2四半期	0	0	0	0
80	平成41年度	第3四半期	0	0	0	0
81	平成41年度	第4四半期	23,330,000	5,000,000	1,416,500	29,746,500
合計			139,710,000	160,290,000	15,000,000	315,000,000

上表の**修繕・更新**の実施時期は、合理的な理由がある場合には、関係者協議会の協議により変更することができる。当該協議については、**修繕・更新**を行う**事業年度**の前年度の7月末までに完了させるものとし、当該協議結果に従い、当該**事業年度**の**修繕・更新**計画を提出するものとする。

4 その他

サービスの対価の支払いに当たっては、支払時点の**消費税相当額**(3(1)の施設等割賦代金については、**本件引渡日**時点において算定された**消費税相当額**を各支払時点の元金に照応させて割り振ったもの)を加えた総額を支払う。

別紙9 サービスの対価から利用料金等収入を差し引いて支払う県の支払額について（第56条関係）

1 基本的な考え方

(1) サービスの対価及び県から事業者への支払額について

本件事業のサービスの対価は、a 施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息、b 施設の維持管理・運営費（需要に伴い変動する変動費を含む。）、c 施設の修繕・更新費の3項目で構成され、**応募者**の提案に基づき決定される。

事業者は、利用者から**利用料金**等を徴収し、その収入を維持管理・運営費の一部に充てる。

県から**事業者**への支払は、**サービスの対価**から**利用料金等収入見込額**を差し引いて行う。

(2) 需要リスクについて

事業者が自らの収入とする**利用料金等収入**（**独立採算事業**については収益に限る。以下別紙9において同じ。）は需要リスクを伴うものであり、利用者数の増減により増減する。

県としては、**事業者**に施設の整備、維持管理・運営を一括して委ね、**事業者**が利用者数増加のための創意工夫を発揮することを期待している。

したがって、**県**は、**応募者**が、自らの需要推計等に基づき提案した**維持管理・運営期間中**の各年度ごとの**サービスの対価**と**利用料金等収入見込額**の差額である**県**の支払必要額を負担するものとする。なお、実際の**利用料金等収入**が**利用料金等収入見込額**を上回った場合は**事業者**の収入とし、下回った場合は**事業者**の負担とする。

ただし、実際の**利用料金等収入**が**利用料金等収入見込額**を下回った場合に、天候の影響など**事業者**の責めに帰さない事由によると考えられるときもあることから、そのようなときには、そのような事由によって生じた減収を補てんすべく、「3 利用料金収入の減収に係る県のリスク負担」の考え方にに基づき、**県**がリスクを負担し、補てんを行うこととする。

2 サービスの対価から差し引く利用料金等収入

本件事業では、①-1 一般入園者からの入園料金、①-2 学校利用で付添による入園者からの入園料金（なお、学校利用での児童・生徒及びその引率者の入園料金は免除するものとしているので留意すること。）、②-1 一般入園者からの駐車場利用料金、②-2 学校利用等での大型バスの駐車場利用料金、③会議室利用料金の3項目（5種類）の**利用料金**を**事業者**が徴収することとしているほか、**事業者**が得ることが見込まれる収入として、広告料収入、協賛金収入等がある。また、売店・レストラン事業の利益のうち一定額を充当することも妨げない。**県**としては、**事業者**がこれらの収入を維持管理・運営費の一部に充てることにより、**県**から**事業者**への支払必要額が抑制されることを期待している。

応募者は、**維持管理・運営期間中**に見込まれる各年度ごとの**利用料金等収入**について、自らの需要推計に基づき提案しており、**サービスの対価**から差し引く額は提案された**利用料金等収入見込額**によっている。なお、**提案書**においては、**センター条例**で規定する**利用料金**の上限額は**維持管理・運営期間中**改定されないものとしており、**応募者**が料金について想定した減免措置分の減収を反映させている。

また、**維持管理・運営期間中**、提案された**利用料金等収入見込額**を実際の**利用料金等収入**が上回った場合に、上回った収入を**事業者**自らの利益とすることはもちろん、提案された**サービ**

入の対価に含まれる経費とは別に、事業者の判断により集客のための経費等に充当することも妨げないものとする。

3 利用料金収入の減少に係る県のリスク負担

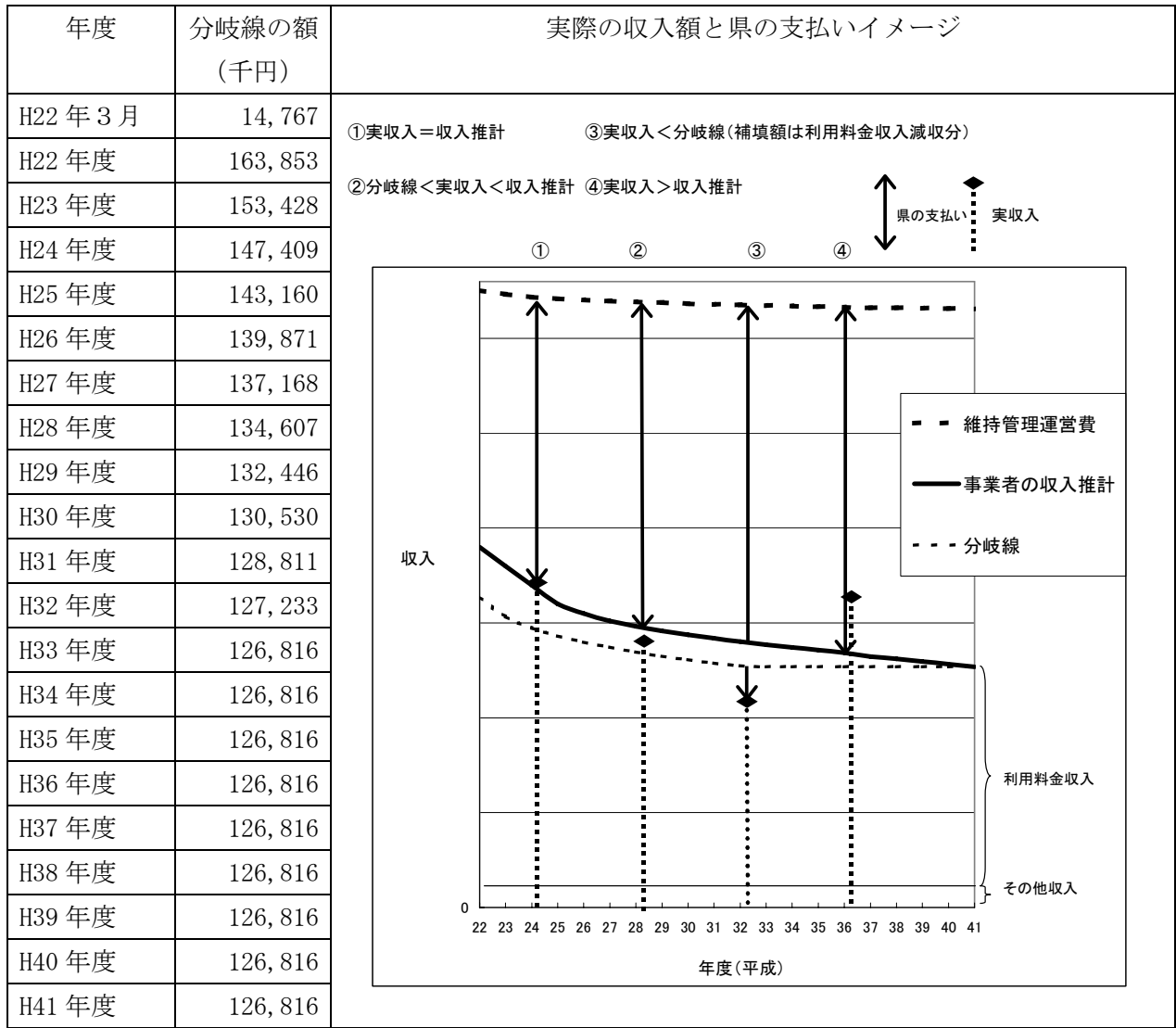
県は、応募者が提案したサービスの対価と利用料金等収入見込額の差額を負担するものとし、実際の利用料金等収入の変動リスクについては負担しないが、各年度で天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らかな事由により実際の利用料金等収入が提案された利用料金等収入見込額を下回り、次に示す県の分岐線を下回った場合には、県の分岐線（提案額が県の分岐線を下回っている場合には当該提案額）と実際の利用料金等収入との差額のうち、当該事由によって生じた利用料金（ただし、会議室利用料金は除く。）収入減収分と評価できる金額に相当する分に、関係者協議会において当該事由により生じた被害の回復が併せて必要とされたときの当該被害の回復に必要な費用のうち保険で補填されない額を加算し、当該年度の翌年度に補填する。

ただし、当該額が20万円に満たない場合は、補填すべき額がなかったものとみなす。

<参考>

年度	県の分岐線 (円)	利用料金等収入見込額 (円)	利用料金収入減収分の 評価対象額(円)
H22年3月	14,767,000	16,473,788	14,770,700
H22年度	163,853,000	177,462,974	157,988,120
H23年度	153,428,000	176,742,504	157,283,480
H24年度	147,409,000	176,171,205	156,724,540
H25年度	143,160,000	175,624,496	156,190,900
H26年度	139,871,000	175,092,002	155,669,940
H27年度	137,168,000	174,541,746	155,136,580
H28年度	134,607,000	173,650,393	154,263,540
H29年度	132,446,000	172,892,638	153,527,620
H30年度	130,530,000	172,149,408	152,805,500
H31年度	128,811,000	171,440,289	152,109,480
H32年度	127,233,000	170,687,961	151,388,420
H33年度	126,816,000	169,948,919	150,669,300
H34年度	126,816,000	169,245,298	149,986,060
H35年度	126,816,000	168,546,039	149,306,100
H36年度	126,816,000	167,863,482	148,643,340
H37年度	126,816,000	166,107,928	146,930,120
H38年度	126,816,000	165,319,744	146,161,020
H39年度	126,816,000	164,217,440	145,081,120
H40年度	126,816,000	163,110,902	144,001,580
H41年度	126,816,000	162,033,819	142,950,840

※上記は、提案時の消費税率に基づいたものであり、消費税率の変更に対応し、利用料金等の単価の上限変更のために必要なセンター条例の改正及び県の承諾等の手続の完了により、分岐線の金額は変更される。



別紙 10 維持管運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について（第 57 条関係）

1 モニタリングの実施

県は**本件事業の維持管理・運営期間**における業務実施状況を点検し、**事業者**が**本契約**に定められた業務を確実に、かつ、**業務要求水準書**に従い実施しているか確認を行う。

(1) モニタリング実施計画書の作成

県は、**本契約**締結後、次の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続
- ⑤モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務週報等の提出

事業者は、**県**が日常モニタリングを行うための業務週報（毎週、日報を綴ったもの）並びに定期モニタリングを行うための業務月報（翌月の 5 日までに）及び業務四季報（各四半期終了後 5 日以内に）を作成し**県**へ提出する。

(イ) 業務実施状況の確認

県は、**事業者**が作成した業務週報、業務月報及び業務四季報に基づき、日常モニタリング及び定期モニタリングを行い、利用者数及び**利用料金等収入**の動向、**事業者**が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、**県**は、必要に応じ自らが各業務の遂行状況、**事業者**の収支状況等を直接確認・評価する**随時モニタリング**を行うことができる。

	事業者	県
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成し、それに基づき業務週報を作成。	業務週報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月 1 回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報・週報を基に業務月報及び業務四季報を作成。	業務月報及び業務四季報の確認、利用者数、 利用料金等収入 の動向確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	—	センター の維持管理業務遂行状況を必要に応じ、直接確認。 ・接客や入園者管理等運営状況の確認 ・体験学習事業をはじめ センター で行う事業の実施状況、実施内容の確認 ・ 事業者 の収支状況等の確認 ・その他

イ モニタリング費用の負担

業務週報、業務月報及び業務四季報の作成費用については**事業者**の負担とし、随時モニタリングや報告に基づく点検活動の費用は**県**の負担とする。

2 サービスの対価の減額等

本件事業に係る**サービスの対価**は、別紙8「県が事業者を支払うサービスの対価について」によるが、**県**が行うモニタリングにより、**業務要求水準書**の要求水準が維持されていないことが判明した場合には、**事業者**に対する改善勧告、**サービスの対価**の減額等を行うことがある。

(1) サービスの対価の減額等の考え方

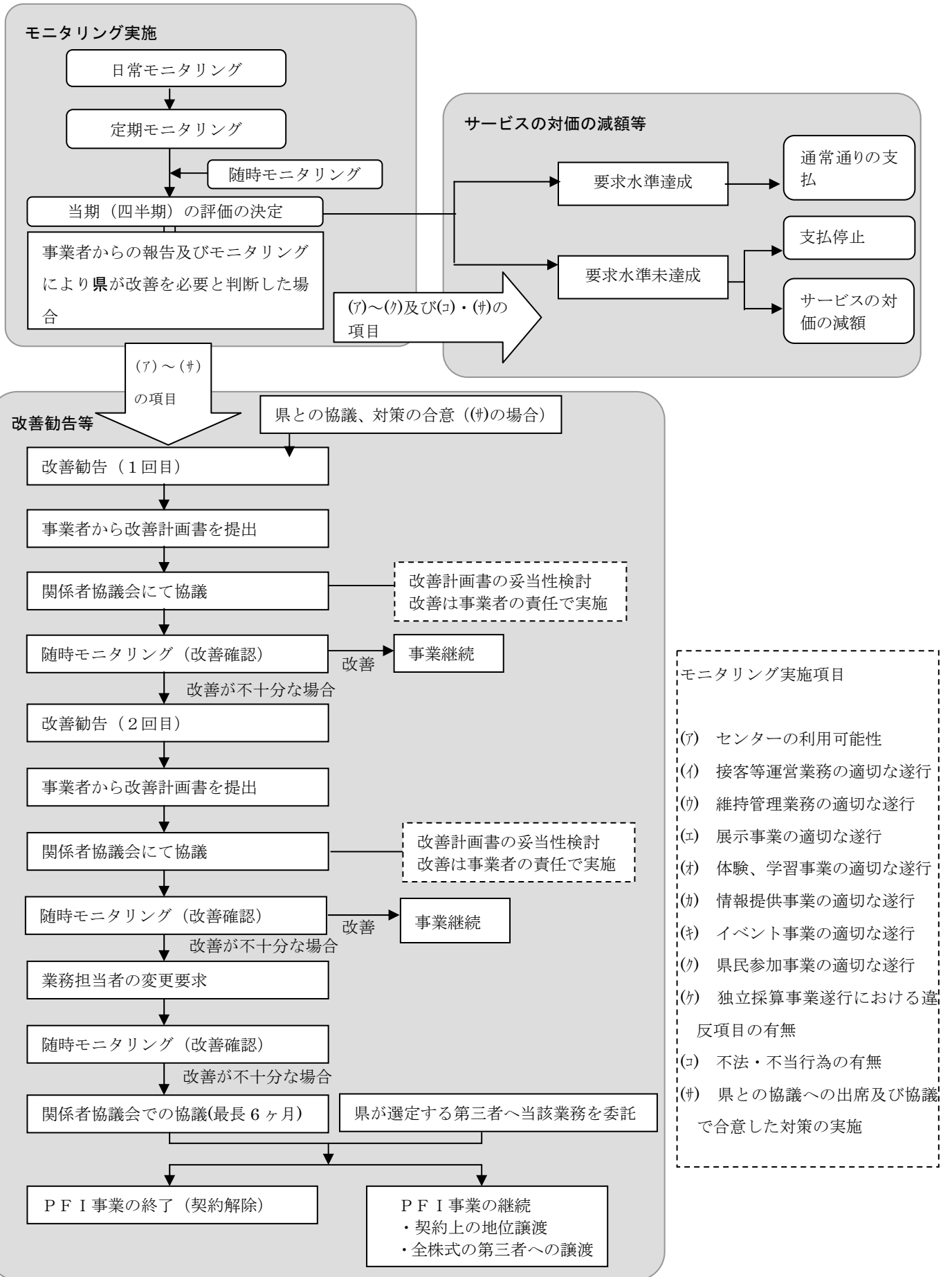
ア 減額等の対象

次表の確認項目欄中(ア)～(コ)の項目について、モニタリングにより**業務要求水準書**の要求水準を満たしているか、(サ)の項目について**県**との協議への出欠及び協議で合意した対策を実施しているか確認し、イのペナルティのフローに記載のとおり、必要に応じ改善勧告→業務担当者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課す。

さらに、同欄中ケ以外の項目については、**本件事業**の重要性を踏まえ、**サービスの対価**の減額及び支払停止の対象とする。

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	サービスの対価の減額等の対象
センターの維持管理・運営	(ア) センターの利用可能性	○	○
	(イ) 接客等運営業務の適切な遂行	○	○
	(ウ) 維持管理業務の適切な遂行	○	○
センターで実施される事業の運営	(エ) 展示事業の適切な遂行	○	○
	(オ) 体験学習事業の適切な遂行	○	○
	(カ) 情報提供事業の適切な遂行	○	○
	(キ) イベント事業の適切な遂行	○	○
	(ク) 県民参加事業の適切な遂行	○	○
独立採算事業の運営	(ケ) 独立採算事業遂行における違反項目の有無	○	改善勧告等
本件事業全般の遂行	(コ) 不法・不当行為の有無	○	○
県との協議への出席及び協議で合意した対策の実施	(サ) 協議への出席及び対策の適切な実施	○	○

イ ペナルティのフロー



- モニタリング実施項目
- (ア) センターの利用可能性
 - (イ) 接客等運營業務の適切な遂行
 - (ロ) 維持管理業務の適切な遂行
 - (ハ) 展示事業の適切な遂行
 - (ニ) 体験、学習事業の適切な遂行
 - (ホ) 情報提供事業の適切な遂行
 - (ヘ) イベント事業の適切な遂行
 - (ヘ) 県民参加事業の適切な遂行
 - (コ) 独立採算事業遂行における違反項目の有無
 - (ク) 不法・不当行為の有無
 - (ケ) 県との協議への出席及び協議で合意した対策の実施

ウ 業務要求水準が満たされていなかった場合の措置

県は、モニタリングの結果、**業務要求水準書**の要求水準が維持されていないと判断した場合は、**事業者**に対する改善勧告等及び**サービスの対価**の減額又は支払停止を行う。なお、**サービスの対価**の減額又は支払停止の対象は、別紙8の3(1)表の(サービスの対価)の当該四半期の欄の額(「うち利息相当A2」については、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成21年7月1日のTSR LIBORベース20年もの(円-円)金利スワップレートに1.070%を加えた率により再計算された金額とする。)、3(2)〈参考〉表の(サービスの対価)の当該四半期の欄の額(平成23年度以後については、別紙8により改定された額とする。)、並びに3(3)の表の(サービスの対価)修繕費(消費税相当額を除く。)及び(サービスの対価)更新費(消費税相当額を除く。)の当該四半期の欄の額(平成23年度以後については、別紙8により改定された額とする。)の合計額(以下別紙10において「モニタリング対象額」という。)を基準とする。

措置の内容		手続の概要
サービスの対価の減額及び支払停止		アの表の確認項目欄中(ア)～(ク)及び(コ)・(カ)については、提供されるサービス水準の状況に応じて毎月のペナルティポイントを積み上げ、四半期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の サービスの対価 の減額及び支払停止を行う。 ただし、(コ)の項目については、不法行為の内容によって即時契約の解除となる場合もある。
改善勧告	1回目	提供されるサービス水準の状況に応じて行うべき当該業務の改善について期限を定め 事業者 に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、 事業者 が当該業務を協力企業に委託しているときは、 県 は当該協力企業の変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を 事業者 自らが行っているときは、当該業務を 県 が指定する第三者に委託する。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、 県 が契約継続を希望しないときは、 本契約 を解除する。また、 事業者 が不法行為を行った場合は、当該不法行為の内容によって 本契約 を解除する。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、 県 が契約継続を希望するときは、 事業者 の契約上の地位又はその全株式を 県 が承諾した第三者へ譲渡させる。

エ 減額等の対象除外

次の場合は、業務要求水準を達成していないときでも減額の対象としない。

- ・ 予め**県**と協議の上で行う**本件施設**等の**修繕**及び更新並びに清掃その他の作業に伴う場合
- ・ 明らかに**県**の責による場合
- ・ **不可抗力**による場合
- ・ **県**がその状態を承諾している場合

オ モニタリング期間とその反映

施設運営開始後のモニタリングは、各業務の業務開始日に属する四半期（平成 22 年 3 月については当該 1 月。以下同じ。）から開始する。

また、当該四半期のモニタリング結果は、毎月の結果について翌月 10 日までに、当該四半期の結果について四半期終了後 10 日以内に**事業者**に通知するものとし、当該四半期分として支払われる**サービスの対価**に反映する。

(2) 減額等の方法

ア 対象となる項目及び基準

(ア) センターの利用可能性・・・施設の閉鎖状況と閉鎖日数

(イ) 接客等運営業務の適切な遂行・・・**事業者**が作成し、**県**の確認を受けた**維持管理・運営仕様書**から逸脱した運営状況又は業務要求水準の未達とその継続日数

(ロ) 維持管理業務の適切な遂行・・・**維持管理・運営仕様書**から逸脱した運営状況又は業務要求水準の未達とその継続日数

(ハ) 展示事業の適切な遂行・・・業務要求水準の未達とその継続日数又は回数

(ニ) 体験、学習事業の適切な遂行・・・業務要求水準の未達とその継続日数又は回数

(ホ) 情報提供事業の適切な遂行・・・業務要求水準の未達とその継続日数又は回数

(ヘ) イベント事業の適切な遂行・・・業務要求水準の未達とその継続日数又は回数

(ト) 県民参加事業の適切な遂行・・・業務要求水準の未達とその継続日数又は回数

(チ) 不法・不当行為の有無・・・不法・不当行為の発覚

(リ) 県との協議への出席及び協議で合意した対策の実施

・・・**県**の求めによる協議への欠席の回数と協議により合意した対策を適切に実施しない日数

イ 対象となる**サービスの対価** モニタリング対象額を基準とする。

ウ ペナルティポイント

(ア) センターの利用可能性

センターの全体及び一部が利用不可能な状態となって、利用者を受け入れることができなくなり、**センター**の全体又は一部を閉鎖した場合、閉鎖の状態と閉鎖してから利用者の受入れを再開するまでに要した日数に応じてペナルティポイントを課す。ただし、未改善期間が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごとに当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

再開に当たっては必ず**センター**の全体が利用可能となるようにしなければならない。利用者の受入れが再開されても、施設の一部で利用者を受け入れることができない場合は、閉鎖状態が継続しているものとみなす。

■閉鎖状態と閉鎖一日当りのペナルティポイント

閉鎖レベル	閉鎖状態	一日当たりのペナルティポイント
レベル I	センター の全体が利用不可能か、基本的な機能が利用不可能となり、施設全体を閉鎖しなければならない場合	4
レベル II	センター の一部が利用不可能か、ほぼ全部の利	2

	用が可能でも利用者が継続的な不便・不快を感じる箇所がある場合	
--	--------------------------------	--

(イ) 接客等運營業務の適切な遂行

維持管理・運営仕様書から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、第1回目の改善勧告が行われた日から改善が確認された日の前日までの未改善期間の日数に応じて改善勧告の項目ごとにペナルティポイントを課す。ただし、未改善期間が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごとに当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■改善勧告の項目1項目につき未改善状態1日当たりのペナルティポイント

1 ペナルティポイント

(ウ) 維持管理業務の適切な遂行

維持管理・運営仕様書から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、第1回目の改善勧告が行われた日から改善が確認された日の前日までの未改善期間の日数に応じて改善勧告の項目ごとにペナルティポイントを課す。ただし、未改善期間が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごとに当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■改善勧告の項目1項目につき未改善状態1日当たりのペナルティポイント

1 ペナルティポイント

(エ) 展示事業の適切な遂行

維持管理・運営仕様書から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、第1回目の改善勧告が行われた日から改善が確認された日の前日までの未改善期間の日数又は未改善のまま開催された展示会の開催日数、若しくは開催すべき展示会が開催されなかった場合の開催予定日数に応じてペナルティポイントを課す。ただし、未改善の状態が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごと当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■事業別のペナルティポイント

展示事業	花き栽培展示事業	未改善期間1日当たり1ペナルティポイント
	展示会事業	未改善のまま開催された展示会については改善勧告の判断に至った会も含め、改善が確認されるまでに開催された日数1日当たり1ペナルティポイント 開催すべき展示会が開催されなかった場合は、開催予定日数1日当たり1ペナルティポイント
	開発品種等展示事業	未改善期間1日当たり1ペナルティポイント

(オ) 体験学習事業の適切な遂行

体験学習事業について、**維持管理・運営仕様書**から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、第1回目の改善勧告が行われた日から改善が確認された日の前日までの未改善期間の日数又は未改善のまま開催された教室・講座等の開催日数若しくは開催すべき教室・講座等が開催されなかった場合の開

催予定日数に応じてペナルティポイントを課す。ただし、未改善の状態が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごとに当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■ 事業別のペナルティポイント

体験学習事業	気づき体験事業	未改善期間1日当たり1ペナルティポイント
	農作物栽培展示事業	
	園芸教室・農業講座事業	未改善のまま開催された教室・講座等については、改善勧告の判断に至った教室・講座等も含め、改善が確認されるまでに開催された日数1日当たり1ペナルティポイント 開催すべき教室・講座等が開催されなかった場合は、開催予定日数1日当たり1ペナルティポイント

(カ) 情報提供事業の適切な遂行

情報提供事業について、**維持管理・運営仕様書**から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、第1回目の改善勧告が行われた日から改善が確認された日の前日までの未改善期間の日数に応じてペナルティポイントを課す。ただし、未改善期間が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごとに当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■ 事業別のペナルティポイント

情報提供事業	農業・園芸等情報提供事業	未改善期間1日当たり1ペナルティポイント
	農業・園芸相談事業	

(キ) イベント事業の適切な遂行

イベント事業について、**維持管理・運営仕様書**から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、未改善のまま開催されたイベントの開催日数又は開催すべきイベントが開催されなかった場合の開催予定日数に応じて、ペナルティポイントを課す。ただし、未改善の状態が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごとに当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■ 事業別のペナルティポイント

イベント事業	未改善のまま開催されたイベントについては改善勧告の判断に至ったイベントも含め、改善が確認されるまでに開催された日数1日当たり1ペナルティポイント 開催すべきイベントが開催されなかった場合は、開催予定日数1日当たり2ペナルティポイント
--------	---

(ク) 県民参加事業の適切な遂行

県民参加事業について、**維持管理・運営仕様書**から著しく逸脱して、又は業務要求水準を満たさずに業務を遂行している場合、第1回目の改善勧告が行われた日から改善が確認された日の前日までの未改善期間の日数に応じてペナルティポイントを課す。ただし、未改善期間が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごと当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

■ 事業別のペナルティポイント

県民参加事業	未改善期間1日当たり1ペナルティポイント サポーター活動への参加者が集まらなかった場合1ペナルティポイント 花き愛好者団体展示会については、開催すべき展示会が開催されなかった場合については、開催予定回数1回当たり1ペナルティポイント
--------	--

(コ) 不法・不当行為の有無

本件事業の遂行に当たり、不法行為又は公序良俗に反する等明らかに不当行為と判断される行為を**事業者**が行った場合、その行為が発覚した時点で、その都度ペナルティポイントを課す。

また、不法行為の内容によっては、**本契約**を解除することもある。

■ 不法・不当行為のペナルティポイント 発覚の都度 5 1 ペナルティポイント

(ク) 県との協議への出席及び協議で合意した対策の実施

維持管理・運営開始後、予期しない利用者数の落ち込み、栽培技術の急速な進歩、小中学校の学習カリキュラムの大幅な変更等、**本件事業**を取り巻く環境等の著しい変化が認められた場合は、**県**の求めにより、**県**と**事業者**は関係者協議会において協議を行い、必要な対策を講じることとし、**事業者**はやむを得ない事情がある場合を除き必ず応じなければならない。当該協議においては、対策の内容、時期、担当者、費用等について詳細な計画を立案し、合意するものとし、**サービスの対価**の中で賄えない対策に係る費用については、原則として**県**が負担するものとする。

県が求める協議に対して**事業者**が正当な理由なく応じない場合はその回数に応じて、また合意した対策を**事業者**が適切に実行しない場合は、未実施の日数に応じてペナルティポイントを課す。

■ ペナルティポイント

県が求める協議に対して正当な理由なく応じない場合 1 回当たり 5 ペナルティポイント。

協議により合意した対策の未実施が確認されて第 1 回目の改善勧告が行われた日から実施が確認された日の前日までの未実施期間 1 日当たり 2 ペナルティポイント。

ただし、未実施期間が四半期をまたがる場合、各々の四半期ごと当該四半期に属する日数でペナルティポイントを課すこととする。

エ 減額の方法

四半期中の各業務（上記ウ(ア)～(ク)）のペナルティポイントを積み上げて、次表に基づき**サービスの対価**の減額及び支払停止を行う。

■ペナルティポイントと減額割合

累計 P P	減額割合	支払停止	翌期加算の支払
11～15PP	1PPにつき0.20% (15PPの場合3%)	モニタリング対象額から別紙8の3(2)＜参考＞の表の利用料金等収入見込額(消費税相当額を除く。)の当該四半期の欄の額を差し引いた額(以下別紙10において「サービスの対価(当該期)」という。)から累計PPに対応する欄の減額割合をモニタリング対象額に乗じて得た金額(以下別紙10において「ペナルティ額」という。)を減額した残額に、当該残額にかかる 消費税相当額 (各支払時点の税率による。ただし、別紙8の3(1)の表に係るものについては、本件引渡日時点の税率により算定された額を各支払時点の元金に照応させて割り振った額とし、別紙8の3(2)の表に係るものについては、税率変更により3(2)の表の利用料金等収入見込額(消費税相当額込み)の改定がされないときには、当該税率変更により変動することとなる3(2)＜参考＞の表の利用料金等収入見込額(消費税相当額を除く。)の当該変動に係る調整をした額とする。)を加えた額を当該期に支払う。	翌期加算分がある場合は、それらを加算して支払う。ただし、金利は付かない。
16～20PP	1PPにつき0.30% (20PPの場合6%)		
21～25PP	1PPにつき0.40% (25PPの場合10%)		
26～30PP	1PPにつき0.50% (30PPの場合15%)		
31～35PP	1PPにつき0.60% (35PPの場合21%)	サービスの対価(当該期)からペナルティ額を減額した額のうち、モニタリング対象額の50%に相当する額までを当該期に支払い(消費税相当額 の取扱いについては上記に同じ。)、残りは支払停止し、翌期加算。	翌期加算分がある場合、再度支払いを停止し、当該金額の5%の減額をしてさらに翌期加算とする。以降支払停止を重ねる度に10%15%と5%ずつ減額率を増やす。
36～40PP	1PPにつき0.65% (40PPの場合26%)		
41～45PP	1PPにつき0.70% (45PPの場合31.5%)		
46～50PP	1PPにつき0.75% (50PPの場合37.5%)		
51～60PP	40%	サービスの対価(当該期)からペナルティ額を減額した額全額を支払停止し、翌期加算。	
61PP以上	50%		

※PP=ペナルティポイント

※ 四半期毎の累計されたペナルティポイントが10PP以下の場合は、**サービスの対価**の減額を行わない。

[県の支払額が1期当り100万円とした場合の減額例]

支払期	ペナルティポイント	当該期の支払額	(内前期以前分)	翌期加算額
第1期	20PP	94.0万円	0.0万円	0.0万円
第2期	60PP	50.0万円	0.0万円	24.0万円
第3期	60PP	0.0万円	0.0万円	82.8万円
第4期	40PP	50.0万円	0.0万円	102.6万円
第5期	10PP	202.6万円	102.6万円	0.0万円

* 第3期の翌期加算額=24万円×(1-5%) +100万円×(1-40%)

* 第4期の翌期加算額=24万円×(1-10%) +60万円×(1-5%) +24万円

別紙 1 1 保証書（第 7 7 条関係）

保 証 書

（保証）

第 1 条 [] (以下「保証人」という。)は、神奈川県 (以下「県」という。)と [] (以下「事業者」という。)が平成 年 月 日付けで締結した神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業契約書 (以下「原契約」という。)に基づいて事業者が県に対して負う以下の債務 (以下「主債務」という。)について、原契約第 7 7 条第 3 項に基づいてこれを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、原契約における定義に従うものとする。

- (1) 原契約第 3 4 条及び第 3 5 条に基づいて事業者が県に対して行う本件施設の完工・引渡義務
- (2) 原契約第 3 8 条第 2 項に基づいて、事業者の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、本件引渡日に本件施設及び備品等の引渡しができない場合に、事業者が県に対して負担する本件施設及び備品等の引渡しまでの延滞日数に応じ、整備費等相当額につき年 3.4%の割合で計算した遅延損害金支払義務
- (3) 原契約第 4 0 条に基づくセンターの運営体制確保義務
- (4) 原契約第 4 5 条第 2 項に基づいて、事業者の責めに期すべき事由により、運営体制確保の遅れが生じ開業日にセンターの運営を開始できない場合に、事業者が県に対して負担する運営までの延滞日数に応じ、整備費等相当額につき年 3.4%の割合で計算した遅延損害金支払義務
- (5) 原契約第 6 9 条に基づいて、本件施設の引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、原契約が終了した場合に、事業者が県に対して負担する整備費等相当額の 10%に相当する違約金支払義務
- (6) その他原契約に基づいて、事業者が県に対して負担する一切の債務

（通知）

第 2 条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容（主債務の内容を含む。）に変更が生じた場合には、県は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

（保証債務履行の請求）

第 3 条 県は保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、上記請求書を受領した日から 3 0 日以内に第 1 条第 1 号及び第 3 号の債務についてはその債務の履行を開始し、同条第 2 号、第 4 号及び第 5 号の債務については同期間中にその債務の履行を終了するものとする。同条第 5 号の債務については、その債務の性質に従い、上記請求書を受領した日から 3 0 日以内にその債務の履行を開始し、あるいは同期間中にその履行を終了するものとする。

(代位等)

第4条 保証人は、県の承諾を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

(保証契約の解除・終了)

第5条 保証人は本保証契約を解除することができない。原契約等に従い第三者に事業契約が承継されたときは、県は本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第6条 本保証契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成 年 月 日

神奈川県知事

殿

保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]

平成 年 月 日

神奈川県知事

様

出 資 者 誓 約 書

神奈川県（以下「県」という。）及び株式会社かながわGAパートナーズ（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された花と緑のふれあい拠点センター特定事業契約（以下「本契約」という。）に関して、出資者である株式会社グリーンアンドアーツ、五栄土木株式会社、京成バラ園芸株式会社、株式会社グリーンダイナミクス及び株式会社NHKアート（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成18年12月20日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は5,380株であり、うち、5,000株を株式会社グリーンアンドアーツが、200株を五栄土木株式会社が、100株を京成バラ園芸株式会社が、60株を株式会社グリーンダイナミクスが、及び20株を株式会社NHKアートがそれぞれ保有していること。
- 3 当社らは、県の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
- 4 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を県に対して書面により通知し、県の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書のうちかかる担保に関連する条項部分の写しをその締結後速やかに県に対して提出すること。
- 5 3及び4に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、県の事前の書面による承諾を得て行うこと。

株式会社グリーンアンドアーツ

住 所 千葉県浦安市舞浜 3-5-1

代表取締役社長 岩井 雅彦 印

五栄土木株式会社

住 所 東京都江東区有明 3-1-25

有明フロンティアビルB棟8階

代表取締役社長 川口 忠一 印

株式会社グリーンダイナミクス

住 所 千葉県松戸市新松戸 4-6-5-1

和光新松戸ビル

代表取締役 賀来 宏和 印

京成バラ園芸株式会社

住 所 東京都墨田区押上 1-1-2-1

代表取締役社長 高梨 茂 印

株式会社NHKアート

住 所 東京都渋谷区富ヶ谷 1-1-4-7

代表取締役社長 溝田 謙 印

以 上